

第4次佐世保市食育推進計画（案）

令和4年 月

保健福祉部健康づくり課

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1-1	計画策定の背景と趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	計画の期間	3
1-4	計画策定の体制	3
1-5	これまでの取り組みの評価と課題	3
(1)	第3次佐世保市食育推進計画の概要	3
(2)	これまでの主な取り組み	4
(3)	第3次佐世保市食育推進計画基本目標達成状況	4
(4)	佐世保市の食育に関するアンケート調査結果による現状と課題	7
①	基本目標1「食育の関心について」	7
②	基本目標2「朝食の摂取状況」	8
③	基本目標3「栄養バランスに配慮した食生活を実践する市民の状況」	9
④	基本目標4「生活習慣病の予防や改善のための食育の実践について」	10
⑤	基本目標5「嚙ミング30の推進について」	11
⑥	基本目標6「家族そろって食事の機会の向上について」	12
⑦	基本目標9「地産地消の推進について」	13
⑧	基本目標10「食文化の継承について」	14
⑨	基本目標11「食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民を増やす」	15
⑩	基本目標12「食品の安全性に関する基礎的な知識を持ち自ら判断する市民の状況」	16
	佐世保市民の食を取り巻く状況と第4次佐世保市食育推進計画の方向性	17

第2章 計画の目標と体系

2-1	基本理念	18
2-2	基本方針	18
2-3	重点課題	20
2-4	基本目標・数値目標	21

第3章 施策の展開

3-1	基本的施策	24
3-2	基本的施策の体系別、主な推進内容	26
3-3	基本的施策毎の主な取り組み	27

第4章 推進体制と進行管理

4-1	計画の推進体制	31
4-2	食育推進にあたっての役割	31
	ライフステージ別望まれる市民の取り組み内容	32
4-3	計画の進行管理と評価	33

4－4	食育推進実施プラン	・ ・ ・ ・	34
	実施事業の基本目標との関連	・ ・ ・ ・	35
	実施事業の一覧	・ ・ ・ ・	39

資料

資料1	食育に関するアンケート調査について	・ ・ ・ ・	46
資料2	用語の解説	・ ・ ・ ・	58
資料3	食育基本法	・ ・ ・ ・	61
資料4	佐世保市食育推進会議条例	・ ・ ・ ・	69
資料5	食育推進検討委員会設置要綱	・ ・ ・ ・	71
資料6	食育ピクトグラム	・ ・ ・ ・	73

1 佐世保市食育推進計画策定にあたって

1－1 計画策定の背景と趣旨

食は命の源であり、私たちが生きていくために欠かせない大切なものです。

しかしながら、食に関する価値観や暮らしの多様化が進み、意識の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが難しくなっています。

本市においては、平成 18 年 12 月に「佐世保市食育推進計画」、平成 23 年 12 月に「第 2 次佐世保市食育推進計画」、平成 29 年 1 月に「第 3 次佐世保市食育推進計画」を策定し、『食』から始まる豊かな暮らし、食育実践都市「させぼ」を基本理念として食育の推進に努めてきました。

これまでの三次にわたる計画の推進により、『食品の安全性』に関する知識を持つことや『食品ロス削減』への行動など、近年注目されている項目に関しては、日常生活において取り組んでおり、市民の関心も高いと思われます。

しかし、「朝食の摂取」「栄養バランスに配慮した食生活の実践」「生活習慣病の予防や改善のために、普段から減塩などに気をつけた食生活を実践する」などの望ましい食習慣（生活習慣）への取り組みについては、定着が難しい状況にあるようです。

新型コロナウイルス感染症の流行により、外食や家族以外との会食の機会が減少して、その代わりにテイクアウトの利用や在宅時間が増加しました。在宅時間に家族で食を考える機会が増えることで、食を見つめなおす契機ともなっており、家庭での食育の重要性が高まるといった側面も有しています。

こうした「新たな日常」のなかでも、食育をより多くの市民が主体的に実践していくため、デジタルツールやインターネットも積極的に活用していくことが必要です。

これまでの食育の取り組みで明らかになった課題や国の食育推進基本計画などを踏まえ、これまでの推進計画（平成 18 年度から令和 3 年度）の内容も引き継ぎながら、本市の特性を生かした食育を市民とともに総合的かつ計画的に推進するため、令和 4 年度から「第 4 次食育推進計画」を策定します。

食育とは・・・？（食育基本法）

○生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基本となるべきもの

○さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し健全な食生活を実践することができる人間を育てること

なお、本計画は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された国際開発目標である「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に貢献することを目指します。

【SDG s（持続可能な開発目標）について】

SDG s（Sustainable Development Goals）は、17 の目標と 169 のターゲットからなり、「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

17 の持続可能な目標のうち、食育の推進によって貢献が可能と考えられる目標が、「2. 飢餓をゼロに」「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「12. つくる責任 つかう責任」であると考えられます。

また、間接的に基本方針との関係が深いと考えられる目標が、「14. 海の豊かさを守ろう」「15. 陸の豊かさを守ろう」です。

佐世保市の食育推進計画は SDG s との理念と方向性があるため、市民とともに食育推進に取り組み目標達成に貢献します。



	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復および逆転、ならびに生物多様性の損失を阻止を図る

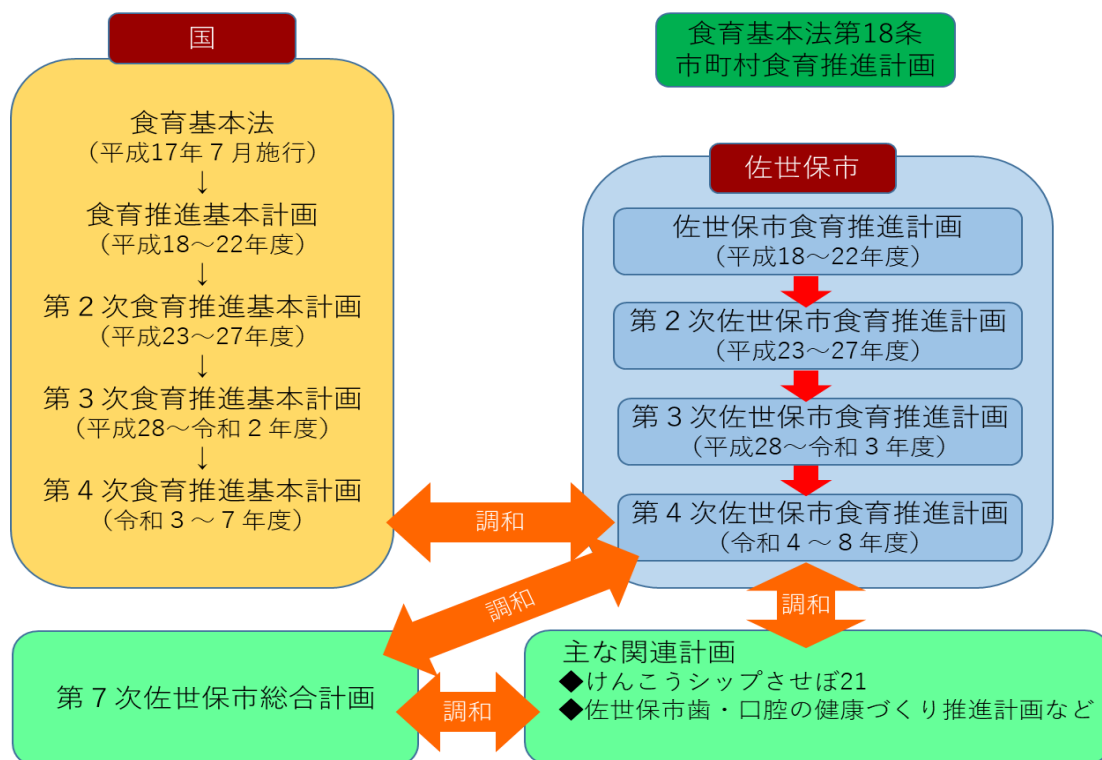
1－2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

食育基本法の第18条の規定により市町村に食育推進計画の策定が努力義務として定められています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、市の総合計画である「第7次佐世保市総合計画」を上位計画とし、関連する「けんこうシップさせば21（佐世保市健康づくり計画）」など、佐世保市が策定した各種計画との整合を図りながら作成しています。



1－3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度の5年間です。5年後の計画達成を目標として、取り組みを推進していきます。

なお、本計画の推進にあたっては、社会情勢や計画の進捗状況などを踏まえて必要に応じて見直します。

1－4 計画策定の体制

本計画は、学識経験者や関係団体の代表者などで構成する「佐世保市食育推進会議」の意見などを踏まえ策定しました。

1－5 これまでの取り組みの評価と課題

(1) 第3次佐世保市食育推進計画の概要

【計画期間】

平成28年度～令和3年度

【基本理念】『食』から始まる豊かな暮らし、食育実践都市‘させぼ’

共食などをとおして、食に関する理解や関心を深めることで、食育を推進する市民一人一人が、適切な食の選択による望ましい食生活を実践することにより、生涯にわたって心身ともに健やかに豊かな暮らしを送ることを目指します。

【基本方針】①心身の健康増進と豊かな人間形成

- ②子どもの食育推進（保護者、教育関係者など）
- ③食育実践者の連携
- ④食に関する感謝の念と理解
- ⑤食育推進・体験活動の実践
- ⑥伝統的な食文化、環境に配慮した農林漁業の活性化
- ⑦食品の安全性の確保

【重点課題】さ：佐世保市民の健康寿命の延伸につながる食育の推進

毎食主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の習慣化

せ：生産から消費までの食の循環や環境を意識した食育の推進

ぼ：僕たち私たちの若い世代への食育の強化

（２）これまでの主な取り組み

第３次佐世保市食育推進計画で実施した食育推進に関する取り組みの事業実績
＜食育推進実施プランに掲げる事業実績＞

年度	実施事業数	目標達成事業数	目標値設定項目達成率
平成 29 年度	57	46	80.7%
平成 30 年度	59	50	84.7%
令和元年度	60	48	80.0%
令和 2 年度	58	28	48.2%

（３）第３次佐世保市食育推進計画基本目標達成状況

①目標値を達成した項目	4 項目
②目標値は達成していないが平成 27 年度の現状値から改善（横ばいも含む）している項目	7 項目
③目標値を達成できず平成 27 年度の現状値より悪化している項目	14 項目

第3次佐世保市食育推進計画【平成28年度～（平成33年度）令和3年度】目標値及び実績値

基本目標	推進項目	担当課 (第3次佐世保市食育推進計画実施プラン参照)	現状値 平成27年度	目標値 平成33年度 (令和3年度)	調査結果 令和2年度	※
1. 「食育」の関心について						
「食育」の取り組みを行っている人の増加		全課	59.6%	70.0%	54.7%	×
2. 朝食の欠食について(欠食する市民の割合の減少)※数値はほとんど食べない人						
未就学児		子ども保健課・ 子ども育成課・ 幼児教育センター・ 健康づくり課・ 人権男女共同参画課	0.1%	0%	0.1%	△
小学2年生		教育委員会・健康づくり課・ 人権男女共同参画課	2.2%	0%	2.3%	×
小学5年生			1.7%	0%	2.0%	×
中学2年生			1.8%	0%	0.6%	△
成人		健康づくり課・医療保険課・ 長寿社会課・ 人権男女共同参画課・ 社会教育課	5.3%	2.0%	7.2%	×
3. 栄養バランスに配慮した食生活を実践する市民を増やす						
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている市民 の割合	成人	子ども保健課・ 幼児教育センター・ 医療保険課・健康づくり課・ 長寿社会課	45.6%	58.0%	44.9%	×
	若い世代 (20～30歳代)	子ども保健課・ 幼児教育センター・ 医療保険課・健康づくり課	35.6%	43.0%	32.3%	×
4. 生活習慣病の予防や改善のために普段から食生活に気をつけ、実践する市民を増やす						
生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩に気をつけた食生活を実践する市民の割合		医療保険課・健康づくり課	77.9%	82.0%	68.6%	×
5. 噛ミング30の推進について(ゆっくりよく噛んで食べる市民の割合の増加)						
ゆっくりよく噛んで食べる 市民の割合の増加	未就学児	子ども保健課・ 幼児教育センター	73.0%	80.0%	70.1%	×
	小学2年生	教育委員会	83.1%	90.0%	84.3%	△
	小学5年生		72.4%	80.0%	68.4%	×
	中学2年生		51.0%	60.0%	65.0%	◎
	成人	医療保険課・健康づくり課	66.5%	70.0%	67.1%	△

※平成27年度の現状値と令和2年度調査結果の単純比較の結果

◎目標値を達成したもの

△前回の調査結果より改善したが目標値を達成していないもの（横ばいの結果も含む）

×前回の調査結果よりも改善しなかったもの

基本目標	推進項目	担当課 (第3次佐世保市食育推進計画実施プラン参照)	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度 (令和3年度)	調査結果 令和2年度	※
6. 家族そろっての食事の機会向上について						
1週間のうち家族そろって食事する日が3日以上ある市民の割合の増加	子ども保健課・子ども育成課・教育委員会・健康づくり課・医療保険課・長寿社会課	79.1%	90.0%	78.6%	×	
7. 学校給食について						
地場産物を使用する割合の増加 (重量比)	教育委員会・学校保健課	54.1%	55.0%	50.6%	×	
8. 食育の推進にかかわるボランティアについて						
食育の推進にかかわるボランティア団体において活動している人数の増加	幼児教育センター・健康づくり課・社会教育課	1,030 人	1,200 人	964 人	×	
9. 地産地消の推進及び生産者との交流促進について						
主要直売所利用者数	水産課・卸売市場管理事務所・農業畜産課・健康づくり課	(誤)557,963 円 (正)546,204 人	550,000 人	489,499 人 令和元年度	×	
農業体験者数の増加	農業畜産課・水産課・観光課・健康づくり課	742 人 平成 26 年度	750 人	814 人 令和元年度	◎	
漁業体験者数の増加		1,623 人 平成 26 年度	8,000 人	935 人 令和元年度	×	
10. 食文化の継承について(正しい箸の持ち方ができる子どもの増加)						
小学2年生	教育委員会・健康づくり課	66.5%	70.0%	68.4%	△	
小学5年生		71.1%	80.0%	71.8%	△	
中学2年生		80.0%	90.0%	82.4%	△	
11. 食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民を増やす						
食べ物の買いすぎや料理を作りすぎないようにする	廃棄物減量推進課・健康づくり課	19.5%	23.0%	34.4%	◎	
12. 食品の安全性に関する基礎的な知識を持ち、自ら判断する市民の割合の増加						
食品表示を確認する市民の割合の増加	幼児教育センター・健康づくり課・生活衛生課・食肉衛生検査所・農業畜産課・社会教育課	69.3%	80.0%	93.7%	◎	

※平成 27 年度の現状値と令和 2 年度調査結果の単純比較の結果

◎目標値を達成したもの

△前回の調査結果より改善したが目標値を達成していないもの（横ばいの結果も含む）

×前回の調査結果よりも改善しなかったもの

(4) 佐世保市の食育に関するアンケート調査結果による現状と課題

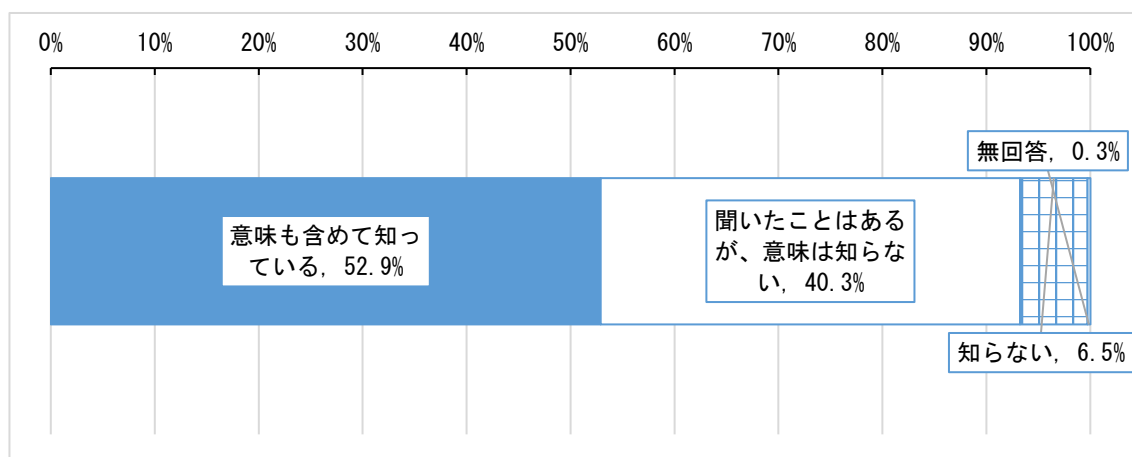
※アンケート調査結果から現状と課題を整理したもので、基本目標 1～12 のうち基本目標 7、8 は除く

①第 3 次食育推進計画 基本目標 1 「食育の関心について」

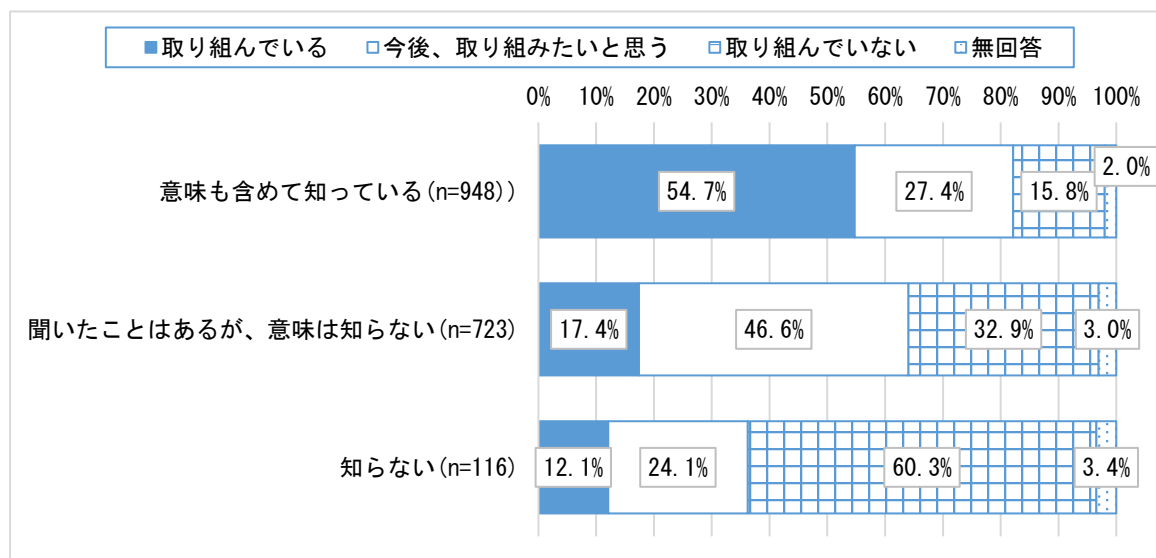
「食育」という言葉の認知度について、「意味も含めて知っている」と回答した人の割合は 52.9% でした。(図 1)

「食育」の認知度別に「食育」の取組状況を比較すると、認知度が高い人ほど食育に「取り組んでいる」と回答しており、「食育」の認知度を上げることが食育の取り組み状況の改善につながると考えられるため、今後、認知度を上げていく取り組みが必要です。(図 2)

(図 1) あなたは、「食育」という言葉を知っていますか



(図 2) あなたは「食育」に関する取り組みを行っていますか（食育の認知度別）



食育の取り組みを行わない理由

- ・ 10 歳代…「食育を始めるきっかけがない」次いで「他のことで忙しい」
- ・ 20 歳代…「食育を始めるきっかけがない」次いで「他のことで忙しい」「お金がない」
- ・ 30 歳代…「他のことで忙しい」次いで「食育を始めるきっかけがない」

忙しいなどの理由で、食育に取り組めないと感じている人に向けた働きかけも必要です。

②第3次食育推進計画 基本目標2 「朝食の摂取状況」

朝食の摂食状況を年代別にみると(図3)、「毎日食べる」と回答した割合は、就学前から年代が上がるにつれて少しずつ低くなり、20歳代で最も低い結果となりました(55.4%)。

次いで低かったのが、30歳代です(66.8%)。

就学前については、ほとんどが毎日食べていることがわかりました(95.1%)。学年が上がっても、この状態を維持できるよう、取り組みが必要です。

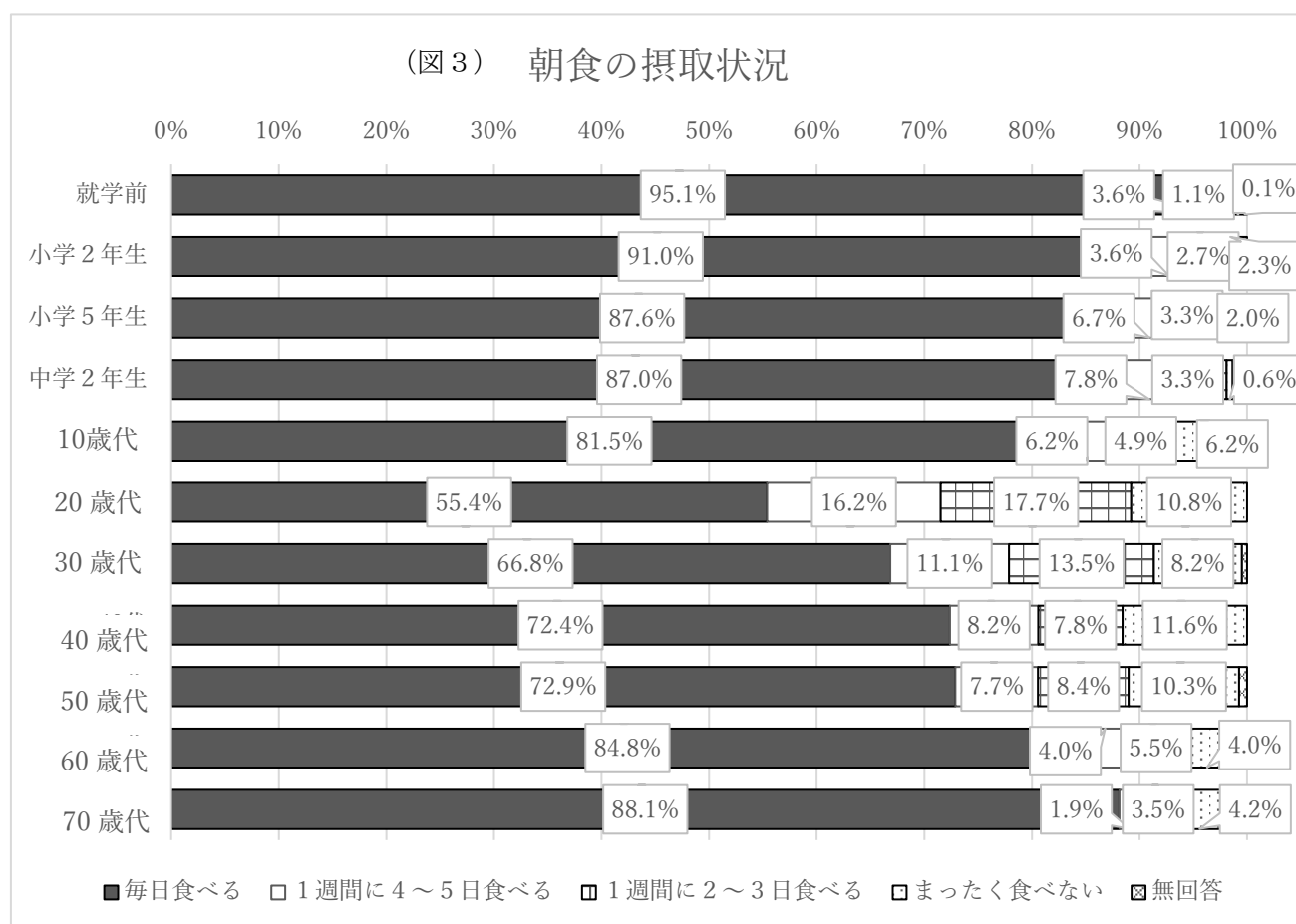
そのひとつに、親となる20歳代、30歳代の朝食摂取率が低いことが、後々子の欠食にもつながると考えられるため、親世代への効果的な食育を検討したいと考えます。

20歳代の10人に1人は朝食を「まったく食べていない」と回答しているため、アプローチが必要です。

40歳代では「まったく食べていない」と回答した人の割合が全年代で最も高い状況です。40歳代、50歳代は働き盛りの世代でもあるとともに、生活習慣病を発症しやすい年代でもあります。働き盛りの時間がない人に対しては、生活の状況に応じた朝食の効率的な取り方を紹介するなどの取り組みが必要です。

60歳代以上になると、「毎日食べる」割合は80%を超えており、朝食摂取について意識している様子が見えてきます。

この年代は仕事を退職したり、子育てがひと段落し、時間的余裕が増える年代と考えられ、そのことが朝食摂取率の向上につながっているのではないかと考えます。



③第3次食育推進計画 基本目標3 「栄養バランスに配慮した食生活を実践する市民の状況」

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上ある人の割合は、全国（令和2年度：農林水産省調査結果）より8.5%高い割合となりました。（図4-1）しかし、平成27年度の本市の現状と比較すると、ほとんど毎日食べている人の割合は平成27年度の45.6%に対して、令和2年度は44.9%と平成27年度の結果より0.7%低い結果となりました。（図4-2）

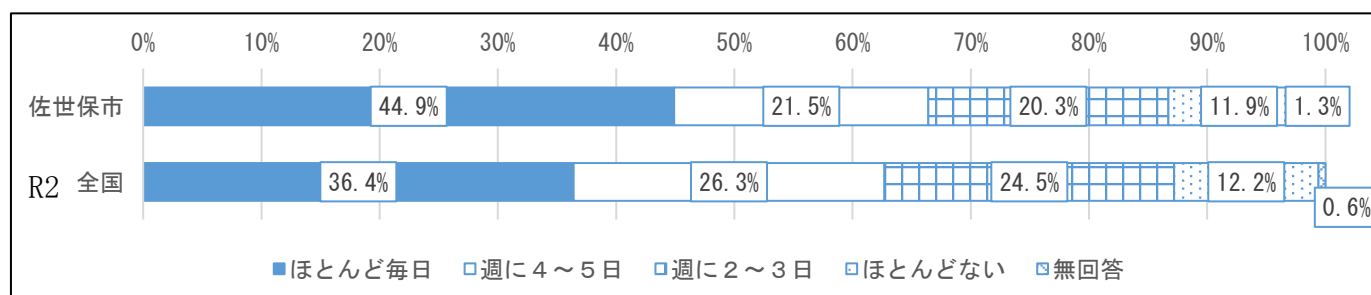
令和2年度の食育に関するアンケート調査結果から、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上ある日が「ほとんど毎日」と回答した割合を年代別にみると、70歳代が最も高く、次いで10歳代・60歳代でした。

20歳代・30歳代・40歳代では主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほとんど毎日実践している人の割合は30%程度でした。

農林水産省が若い世代向けに実施した「若い世代の食事習慣に関する調査」（ウェブ調査）において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事についての認識を調査した結果、複合料理（肉や野菜など、様々な具材が入っているカレーライスや丼物）を含む「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」について「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」に該当するか尋ねたところ、複合料理については『主食・主菜・副菜を組み合わせた食事』ではないという認識が広がっていることが示唆された。」という結果が出ています。

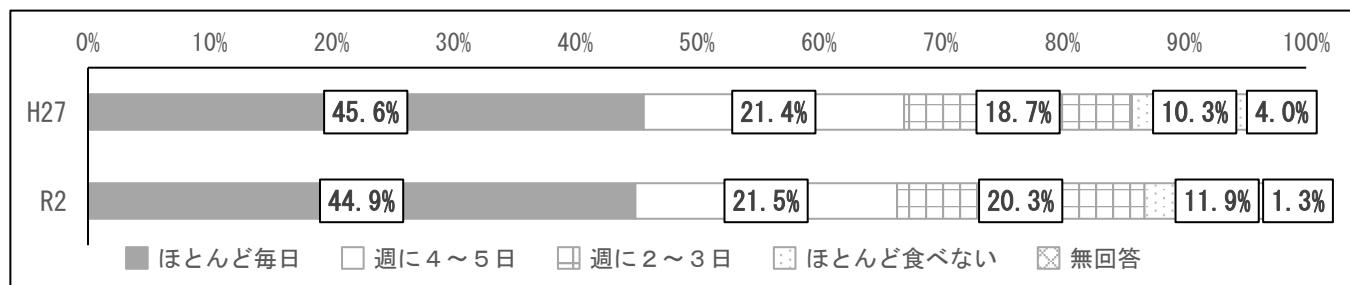
「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を1日2回以上実践している人の割合が平成27年度の現状値よりも低い状況にあること、複合料理については「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」ではないという認識が広がっていると示唆される状況から、複合料理での主食・主菜・副菜のそろった食生活について正しい理解を促すため、複合料理の認識を広める必要があります。

（図4-1）主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる事が1日2食以上ある日は週に何日ですか



（図4-2）（16～79歳）主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる頻度

〔佐世保市前回調査結果（平成27年）との比較〕



また、外食や調理済み食品（中食）を食べる事が1週間のうち、「ほとんど毎日」「週に4～5日」「週に2～3日」と回答した人の割合は、50.8%でした。弁当や惣菜を活用する機会が多いため、メニューを選ぶ際に、栄養成分表示などを活用し、栄養バランスを考慮した選択ができるように、情報の提供を行う必要があります。③第3次食育推進計画 基本目標3 「栄養バランスに配慮した食生活を実践する市民の状況」

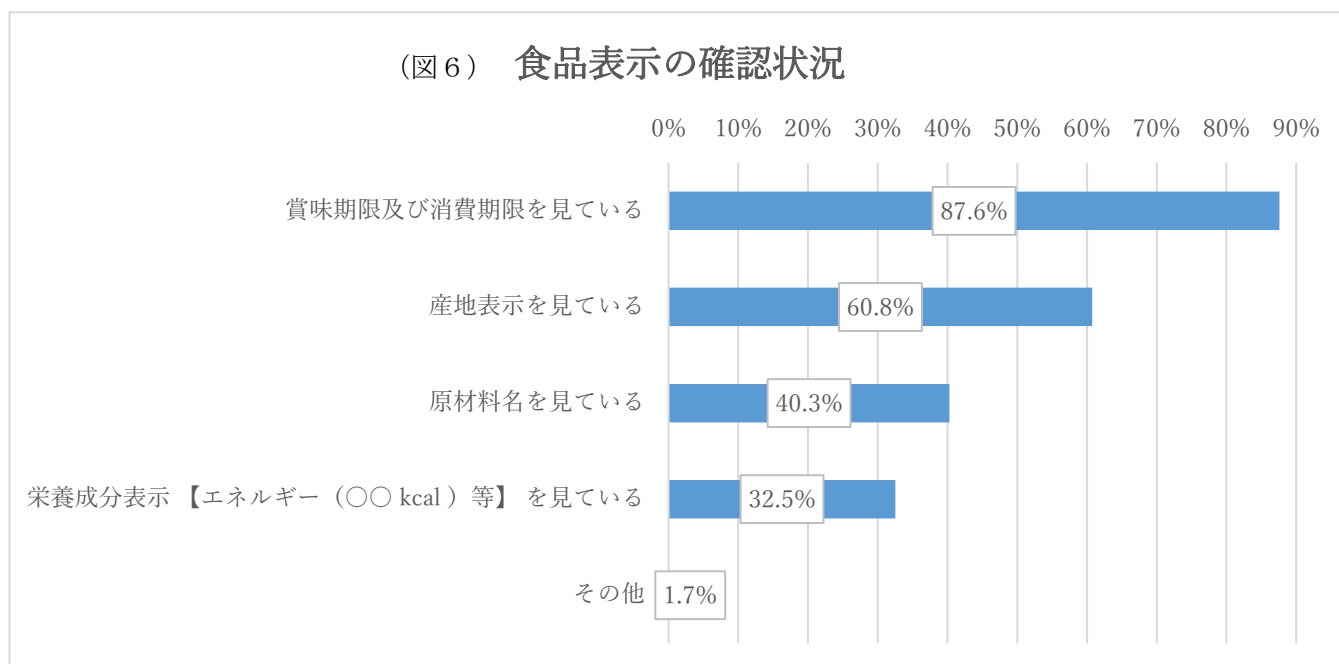
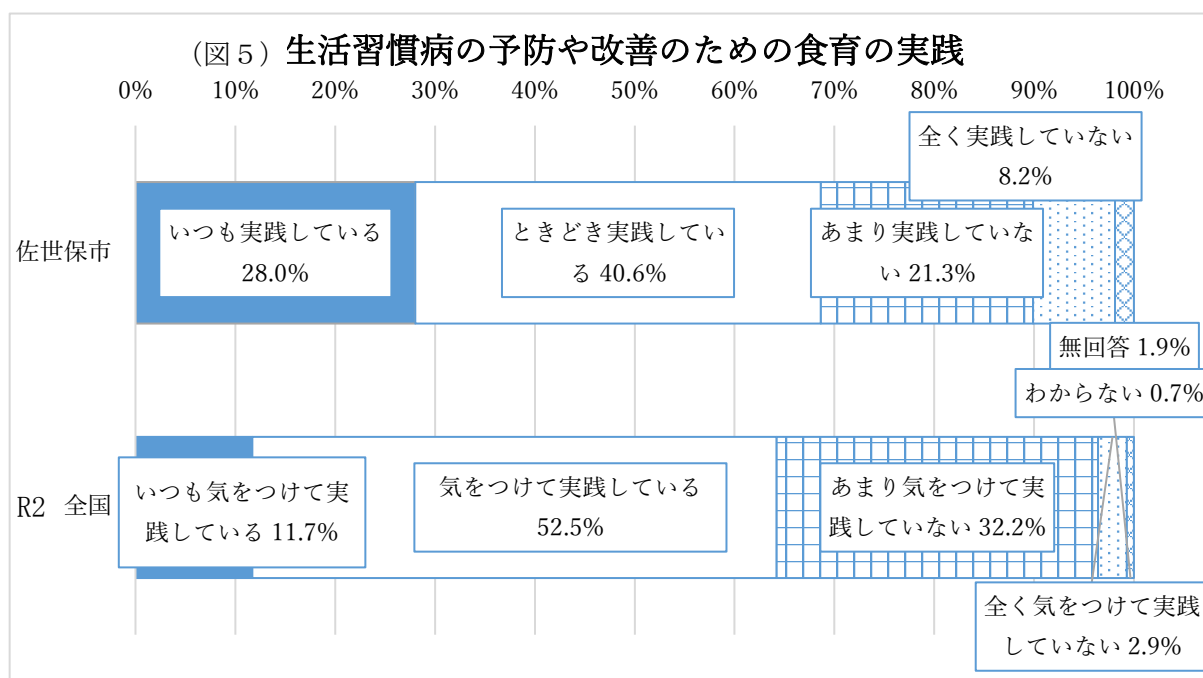
④第3次食育推進計画 基本目標4 「生活習慣病の予防や改善のための食育の実践について」

生活習慣病の予防や改善のために適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践しているか尋ねたところ、「実践している」人の割合は、68.6%と全国（64.2%）よりも4.4%高い結果でした。（図5）

しかし、食品購入の際に「食品表示を見ていますか」という質問において「栄養成分表示を見ている」と回答した人の割合は32.5%と少なく、中食・外食のメニュー選択の条件で「塩分の少ないものを選ぶ」、「油の少ないものを選ぶ」と回答した項目においても回答割合が低い結果でした。（図6）

外食・中食をよく利用している年代は、40歳代や50歳代であるため、この年代を中心に栄養成分表示の活用と普及が必要です。

栄養成分表示を利用して体に必要な栄養素をバランスよく摂取し、生活習慣病の予防や健康の保持・増進に繋げることが重要です。

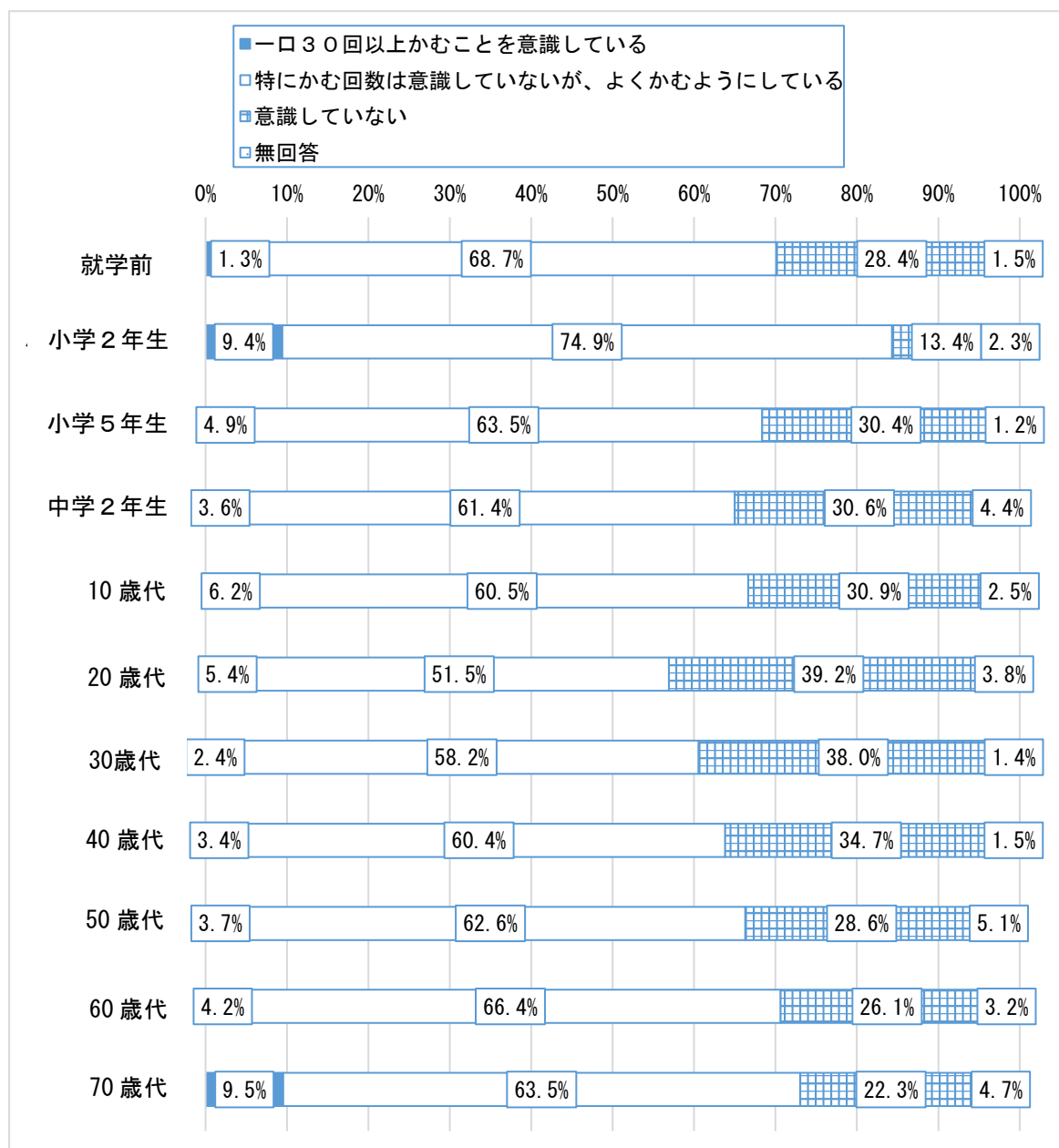


⑤第3次食育推進計画 基本目標5 「嚙ミング30の推進について」

「一口30回以上かむことを意識している」「特にかむ回数は意識していないがよくかむようにしている」と回答した人の割合は、小学2年生で80%を超えるものの、その後、年齢が上がるごとに低くなっています。(図7)

よくかんで食べることは、肥満の防止につながるだけでなく、年齢による口腔機能の低下予防にもなります。若い世代へ向けて、よくかんで食べることの意識づけを行っていく必要があります。

(図7) あなたは、食べるときによくかむことを意識していますか



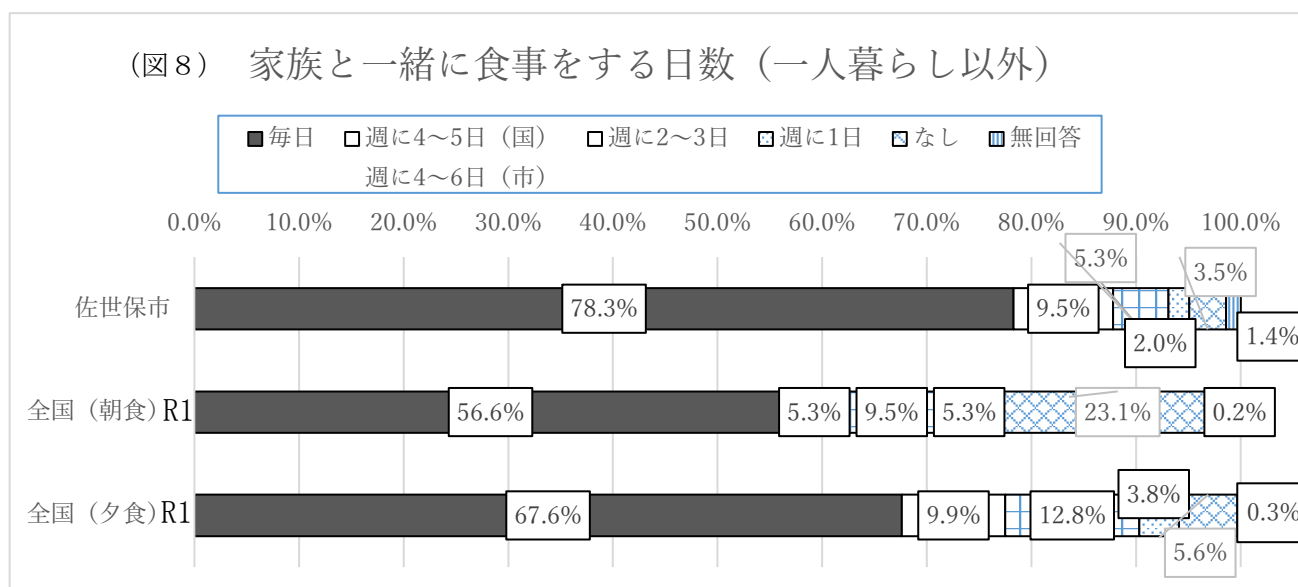
⑥第3次食育推進計画 基本目標6 共食の機会の状況「家族そろって食事の機会の向上について」

共食の機会の状況

全国の「共食」についての調査（令和元年度）は、家族と同居している人に、「家族と一緒に朝食と夕食を食べる頻度」について調査したものであったため、本市のアンケート調査において、一人暮らし以外の方の家族と一緒に食事をする日数を全国と比較した結果、家族と同居している方については、全国よりも「毎日」と回答した人の割合は高い結果となりました。（図8）

家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点です。共食を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝えて習得する機会にもなるため、引き続き、取り組みを推進していくことが重要であると考えます。

一人暮らしの方で家族と一緒に食事をする日が週に1回も「ない」と回答した人の割合は、66.3%でした。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、食事の際に会話することを控えることが求められるなど、新しい生活様式の中で、家族や友人等との共食によるコミュニケーションの機会が低下している状況も要因の一つと考えられます。



孤食の現状について

孤食の頻度は特に中学2年生から小学5年生の間で「時々ある」「ほとんど毎日」の頻度差が広がっており、10歳代男性、20歳代の割合が高くなっています。

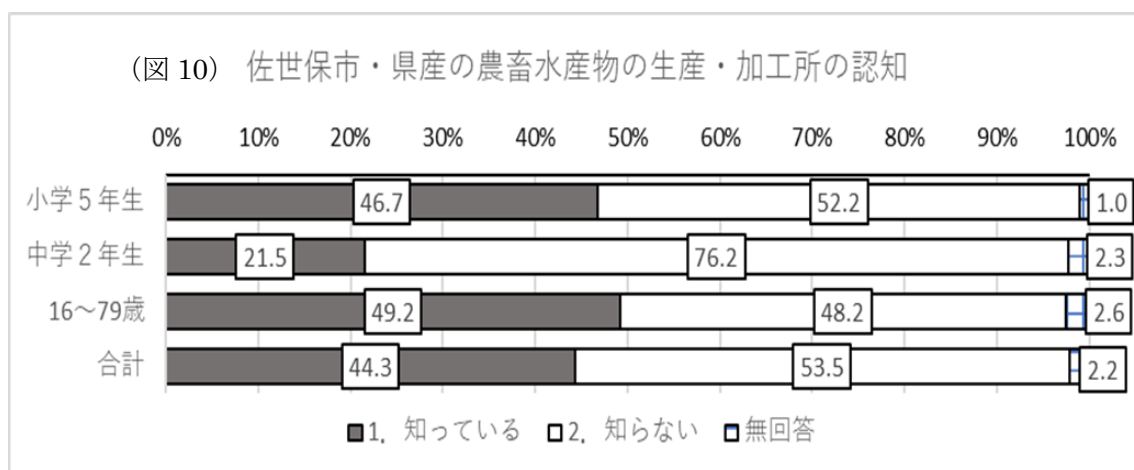
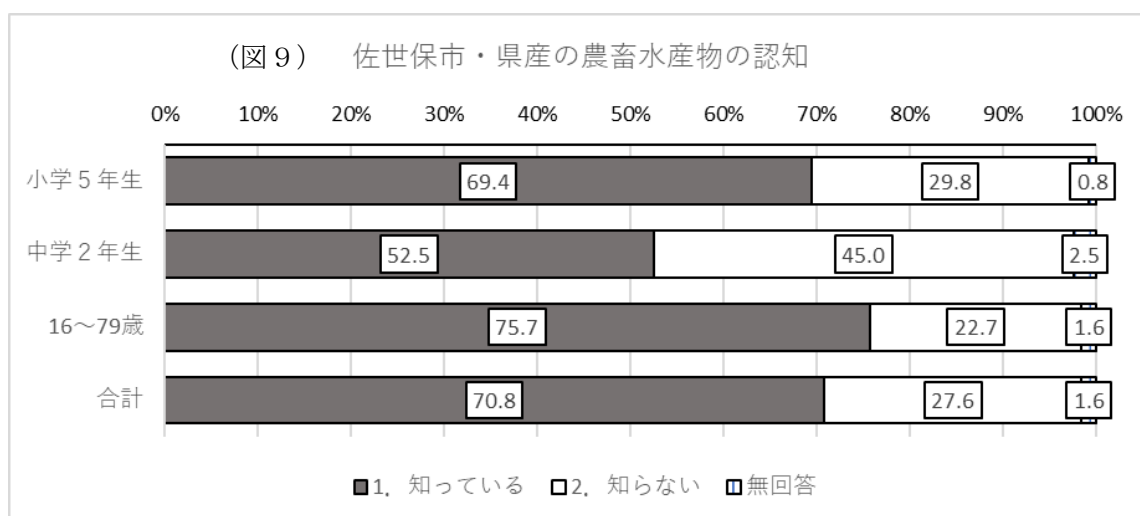
⑦第3次食育推進計画 基本目標9 「地産地消の推進について」

「食育」について、意味も含めて知っていると回答した人の、「食育の取り組み内容」、「取り組み頻度」をみると、「地元の食材を積極的に使用すること」については、48%の人が継続して取り組んでいると回答しています。

「食育」について認識しているため、「地元の食材を積極的に使用すること」について意識が高いのではないかと考えられます。

一方、佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物にどのようなものがあるか小学5年生・中学2年生・16～79歳に尋ねたところ、全体の70.8%の人が佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物について認識しています。(図9)

しかし、佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物はどのようなところで生産・加工されているかについては、知っていると回答した人の割合が44.3%と産物の認識に比べると低い状況です。(図10)



地元（地域）で生産された野菜や地域内で加工された食品等を活用（購入）することは、輸送にかかる費用や温室効果ガスの排出削減につながり、環境への配慮にもつながります。

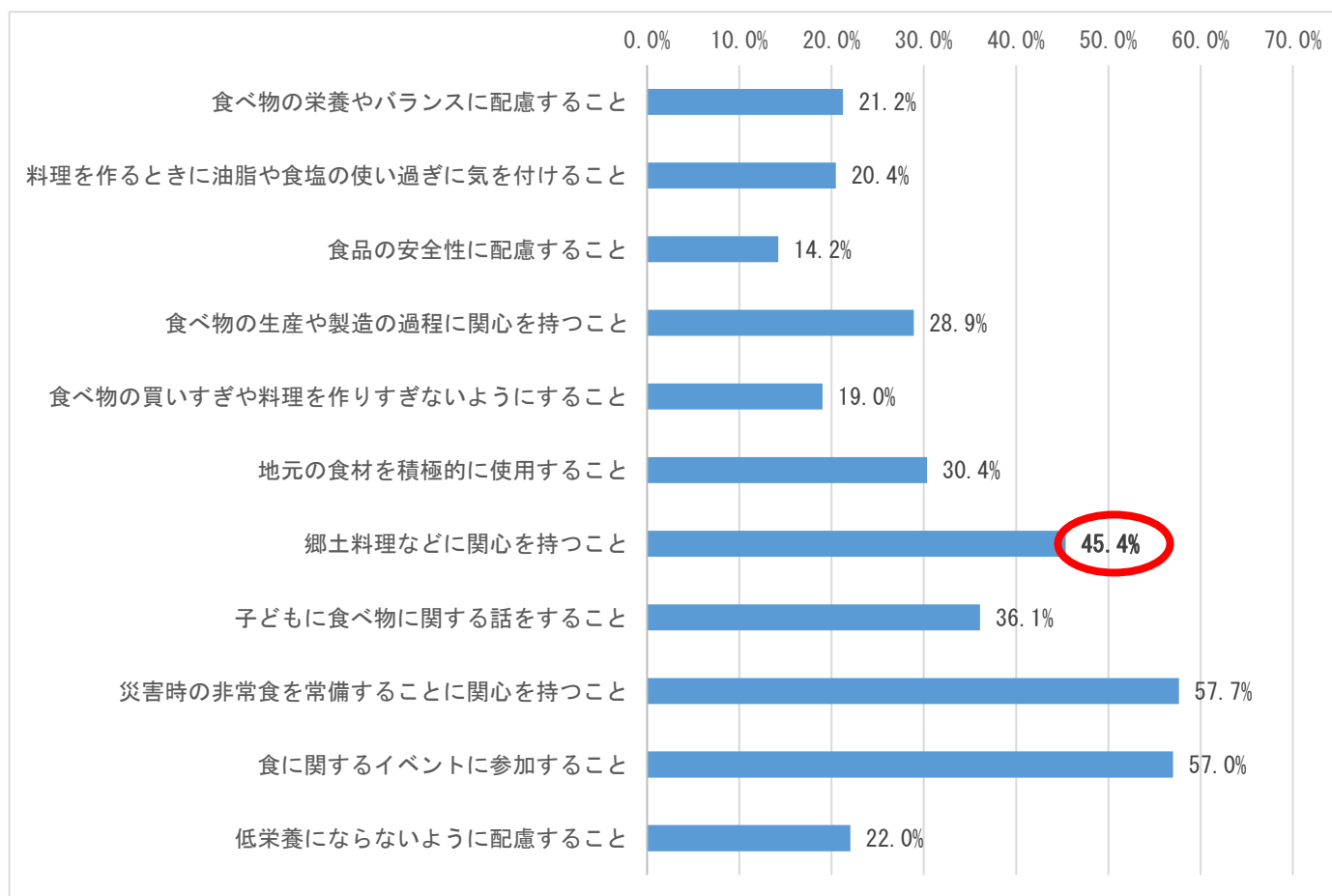
関係者が協力して安定した生産や加工、製品のPRを行い、地元の安心・安全な食材を選択する方を増やしていく必要があります。

⑧第3次食育推進計画 基本目標 10 「食文化の継承について」

食文化の継承について、小児において正しい箸の持ち方を実践している人の割合は未就学児、小学2年生、小学5年生で約70%、中学2年生で約80%でした。

16～79歳において、「郷土料理などに関心を持つこと」に取り組んでいると回答した人の割合は43.7%でした。食育の取組について「今後取り組みたい」と回答した人に取り組みたい内容をたずねたところ、「郷土料理などに関心を持つこと」については45.4%で、3番目に高い割合だったため、今後、市民が郷土料理に関心を持つような取り組みを行っていくことが求められています。(図11)

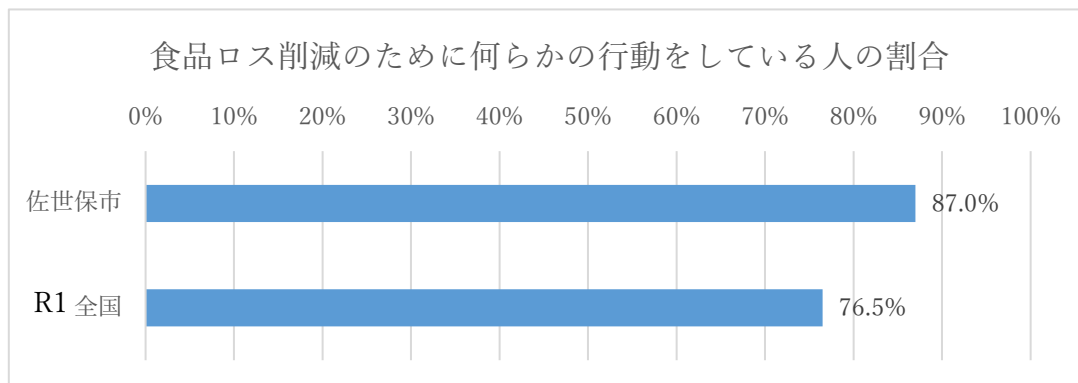
(図11) 食育の取組について「今後、取り組みたい」人が取り組みたい内容



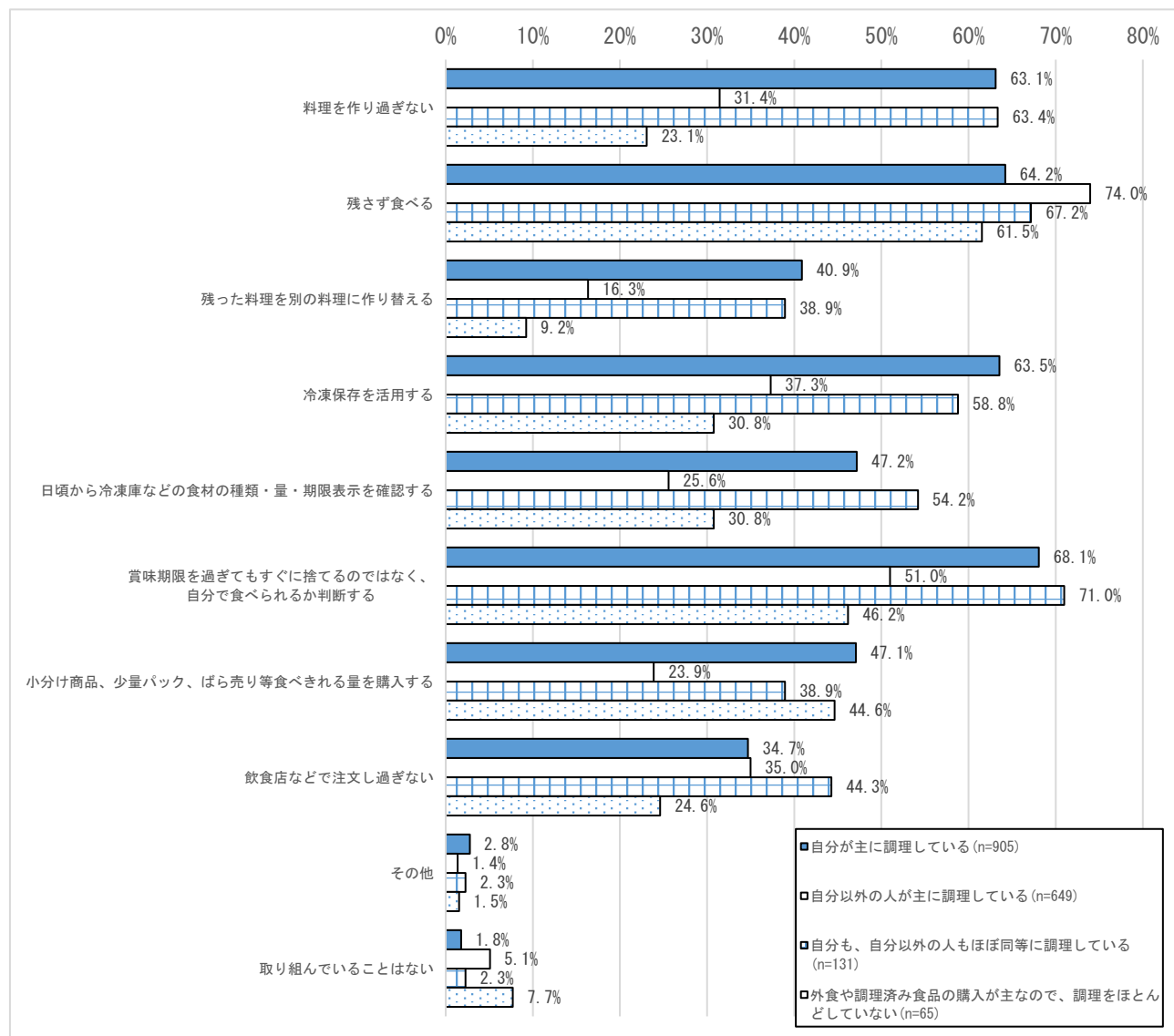
⑨第3次食育推進計画 基本目標 11「食品ロスの削減のために何らかの行動をしている市民を増やす」

食品ロスの取組状況について、食品ロス問題を認知した上で取り組んでいる人の割合は、87.0%で、全国（令和元年度：消費者庁調査結果）よりも高い割合です。（図12）しかし、食品ロスの取組状況については、調理を担当しているか否かにより差がある状況です。（図13）

（図12）食品ロスの取組（全国との比較）



（図13）食品ロスの取組（調理担当別）



⑩第3次食育推進計画 基本目標 12

「食品の安全性に関する基礎的な知識を持ち自ら判断する市民の状況」

食事前の手洗い・消毒の習慣について、年代別に見ると、「習慣にしている」と回答したのは、どの年代でも約半数であることが分かりました。

その中で最も高かったのは60歳代、次いで70歳代で65%を超えていました。

最も低かったのは就学前の39.1%でした。

食育に関するアンケートを実施した令和2年度は新型コロナウイルスが猛威を振るっており、手洗い・消毒の意識は高くなると思われましたが予想より低い結果となりました。

特に就学前から20歳代までで低く、就学前から中学2年生においては家庭のほかに、学校などでの意識向上への取り組みも今まで以上に必要と感じました。(図14)

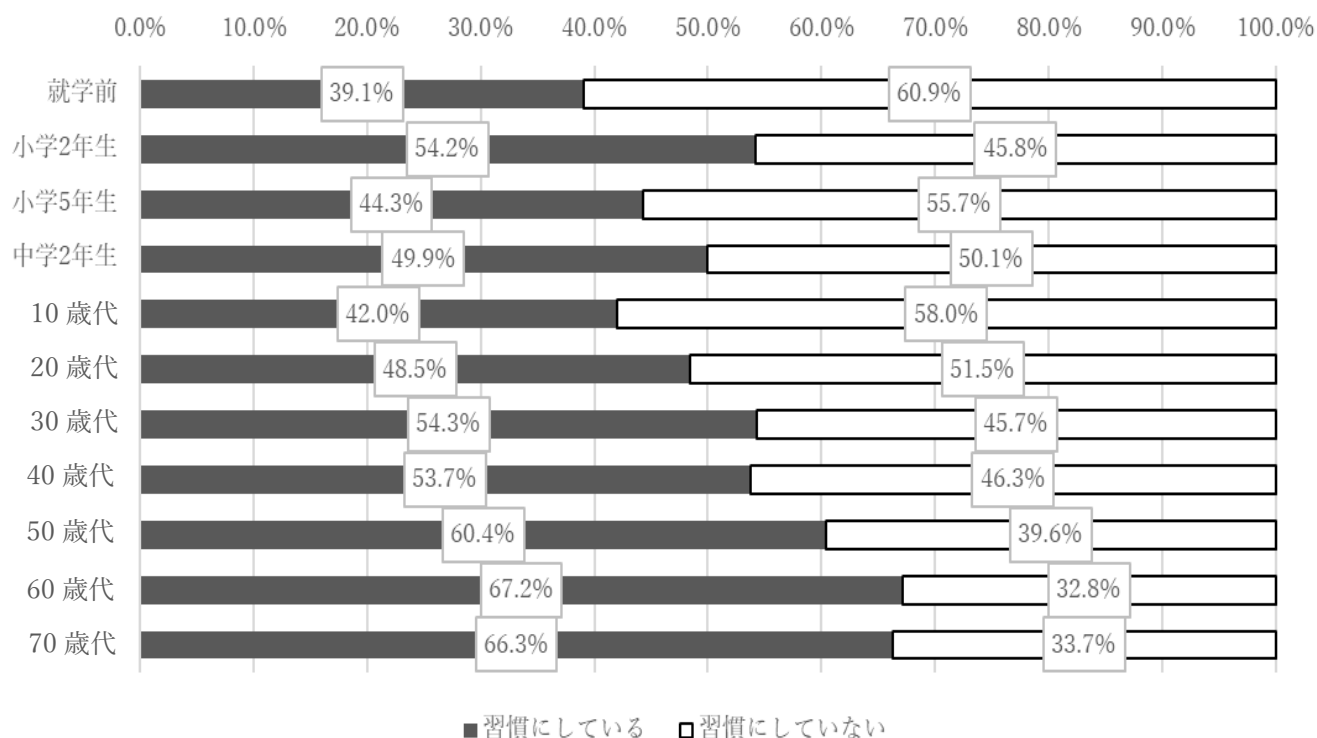
食品表示の確認などの習慣については、93.7%が何らかの表示を確認していると回答しており、食品の安全性に関心をもつ市民が増えてきていることがうかがえます。

食品表示のほかに、手洗い・消毒については、食品の安全性の確保に関する基本的な取り組みとして市民の意識を向上させていきたいと考えます。

(図14)

食事の際に、習慣にしていること

～食事の前に必ず手を洗う、または、アルコール消毒をする～



佐世保市民の食を取り巻く状況と第4次佐世保市食育推進計画の方向性

アンケート結果に基づく 佐世保市民の食を取り巻く状況

1. 若い世代（20～30歳代）
 - ・20歳代の10人に1人は、朝食を「まったく食べていない」
 - ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をしている人が少ない。
 - ・孤食の頻度の割合が高い。（特に10歳代、20歳代の男性）
 - ・食事前の手洗い・消毒を習慣にしている人の割合が低い。
2. 生活習慣病予防を意識した食生活を送る人
 - ・40歳代では朝食をまったく食べていない人が多い。
 - ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をしている人が少ない。
 - ・栄養成分表示を見ている人の割合が低い。
 - ・「塩分の少ないもの」「油の少ないもの」を選ぶ人が少ない。
3. 栄養バランスの整った食事をする人
 - ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事をしている人が少ない。
 - ・全国の調査において、「複合料理について『主食・主菜・副菜を組み合わせた食事』ではない」という認識が広がっていることが示唆された。」という結果が出ている。
 - ・食品購入の際に栄養成分表示を見ている人が少ない。
4. 誰かと一緒に食事をする日数が多い人
 - ・家族や友人との共食の機会が減少している。
 - ・孤食の頻度の割合が高い。（特に10歳代、20歳代の男性）
5. 食品ロス削減に取り組む人
 - ・調理をしない市民の食品ロスへの意識が低い。

今後必要な取り組み

1. 若い世代や健康無関心層を含む誰もが『食育』を認識するよう周知し、『食育』の意味を正しく理解し、健全な食生活の実践につなげる。
2. 食育に関心はあるが、実践が困難な現状もあるため、「誰でもできる食育」について情報提供を行っていく取り組みの推進。
3. 栄養バランスを考えた食事の習慣化に向けて、主食・主菜・副菜を組み合わせることや、中食・外食の際に栄養成分表示を活用できるよう、情報の提供を行う。
4. 栄養バランスを考えた食事や、適正体重の維持などの健康管理を支援し、健康寿命の延伸につなげる。
5. 新しい生活様式に対応した共食の推進と、家庭での共食により、食や生活に関する基礎を伝えて、習得する機会となるよう推進する。
6. 食品ロス削減のため、食品を適正に保存して廃棄を減らしたり、適正量の購入を促す情報の提供を行う。

今後の取り組み

1. 若い世代からの食育の推進
2. 生活習慣病予防及び改善につなげるための食育の推進
3. 食の楽しさを実感するとともに、望ましい食習慣につなげるための共食の推進
4. 市民全体の食品ロスに対する取り組みの推進

2 計画の目標と体系

2-1 基本理念

本市では、国の基本方針をもとに地域性を踏まえ、第3次佐世保市食育推進計画に引き続き、『食』から始まる豊かな暮らし、食育実践都市‘させぼ’を基本理念とし、食育を展開していきます。

基本理念は、「佐世保市が将来に向けてどのような考えをもとに、食育を推進していくのか」という食育の基本となる考え方です。

◆基本理念◆

『食』から始まる豊かな暮らし、食育実践都市‘させぼ’

共食などをとおして、食に関する理解や関心を深めることで、食育を推進する市民一人ひとりが、適切な食の選択による望ましい食生活を実践することにより、生涯にわたって心身ともに健やかに豊かな暮らしを送ることを目指します。

2-2 基本方針

基本理念の実現に向け、本市の食育の展開を示した食育の基本方針を7項目設定します

◆基本方針◆

- 1 心身の健康増進と豊かな人間形成
- 2 子どもの食育推進（保護者、教育関係者など）
- 3 食育実践者の連携
- 4 食に関する感謝の念と理解
- 5 食育推進・体験活動の実践
- 6 伝統的な食文化、環境に配慮した農林漁業の活性化
- 7 食品の安全性の確保

1. 心身の健康増進と豊かな人間形成

生涯にわたって健康的な食生活を送ることは、健康の保持増進や豊かな人間性を育むうえで重要です。一人ひとりが食育を自らの問題として認識し、食に関する適切な知識や判断力を身につけ、健康的な食生活を継続して実践できるように取り組む必要があります。

そのため、ライフステージや健康状態、生活環境などに配慮した体験活動、健康や栄養及び地域の食材の旬のことや調理方法に関する情報提供に取り組めます。

2. 子どもの食育推進（保護者、教育関係者など）

子どもの食育推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎となります。

そのため、保護者、教育及び保育関係者などの意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携のもと、家庭、教育及び保育機関、地域社会などの場で、子どもが食に関する感謝の念や理解を深めるとともに、食品の安全性や食事のマナーなど、食に関する基礎の習得について、楽しく学ぶこと

ができるように、子どもの成長や発育・発達に合わせた取り組みを推進します。

また、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもの存在にも配慮できるよう、様々な関係機関・団体が連携・協働できる取り組みを推進します。

3. 食育実践者の連携

生涯にわたって健康的な食生活を送るためには、一人ひとりが主体的に食育の意義や必要性などを理解し共感するとともに、継続して実践することが重要です。

そのため、市民や団体等の意思を尊重しながら、大学などの教育機関・研究機関と民間企業、地方公共団体などの自治体・市町が連携・協働した取り組みと、デジタル技術も活用しつつ効果的に推進できる体制を構築していきます。

4. 食に関する感謝の念と理解

日々の食生活は、自然の恩恵のうえに成り立ち、食べることが貴重な動植物の命を受け継ぐことであるとともに、食事に至るまでに生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられています。

しかし、日本には、世界が注目する「もったいない」という言葉があるにもかかわらず、大量の食料が食べられないまま廃棄されるという現状があります。食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減に取り組むことは食育として大切です。日常の食を見つめ直し、食の大切さを再認識することが重要となってきます。

そのため、動植物の命を尊ぶ機会となるように、さまざまな体験活動や適切な情報提供などをおして、食に関する感謝の念や理解が深まるような取り組みを推進します。

5. 食育推進・体験活動の実践

食は日常の調理や食事などの食生活と深く結びついた体験的なものです。

そのため、家庭、教育及び保育機関、地域社会などの場で、食に関する体験活動を推進する農林漁業関係者、食品関連事業者、教育及び食育関係者などから、市民の体験活動の機会が提供されるとともに、食の多面的な姿を学び、主体的に食育活動を実践することができるよう、オンラインでの活動も活用しつつ取り組みを推進します。

6. 伝統的な食文化、環境に配慮した農林漁業の活性化

本市は、九十九島などを有する美しい海と烏帽子岳、国見山及び白岳高原など緑豊かな山々に囲まれ、一年をとおして温暖な気候と豊かな自然に恵まれています。「海の幸」や「山の幸」とともに有する素晴らしい食環境によって、各地域には多彩な食材が存在しています。

地域に根ざした伝統的な食文化や食生活は、心身の健康や精神的な豊かさと密接な関係があります。この食文化が失われることがないよう、食文化の継承も大切です。また、食料の生産が自然の恩恵の上で成り立っていることから、自然や環境と調和のとれた農林水産業の推進が求められます。

そのため、各地域の多彩な食材を活かした食文化や食生活の継承及び発展に努めるとともに、市街地と農山漁村の共生や生産者と消費者との交流を深め、農林水産業の活性化につながるような取り組みを推進します。

7. 食品の安全性の確保

食品の安全性の確保は、食生活における基本的な問題です。

食品の提供者が食品の安全性の確保に努めることは当然ですが、消費者も、食品の安全性を始めとして食に関する知識と理解を深め、食生活について自ら適切に判断し、選択していくことが必要です。

そのため、食品の安全性や栄養成分など食品の特徴をはじめとする食に関する情報を、多様な手段で提供するとともに、消費者、食品関連事業者及び行政などによる積極的な情報や意見の交換を行うことで、食品の安全性の確保などにおける取組を推進します。

2－3 重点課題

本計画の7項目の基本方針を実現するために、本市の食をめぐる現状を踏まえ、相互に関係する3つの重点課題を設定し、食育を推進していきます。

◆◆重点課題◆◆

- 1 食育を実践する市民を増やす取り組みの推進
- 2 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- 3 「新たな日常」や「デジタル化」に対応した食育の推進

1. 食育を実践する市民を増やす取り組みの推進

『食育』という言葉を知っている方が、『食育』を実践している割合が高い状況にあります。

食育の推進は、食習慣に関することをはじめ、食を通じたコミュニケーション、自然の恩恵や食にかかわる人々への感謝、食の安全・安心に関する情報の選択、環境への配慮など、幅広い分野にわたります。食育実践の環を広げるため、若い世代や健康無関心層を含む誰もが『食育』を認識するよう周知をはかり、『食育』の意味を正しく理解し、健全な食生活を実践するために、自身の食生活を振り返り、食生活の改善につながるよう、「誰でもできる食育」について情報提供を行っていく取り組みを推進していきます。

2. 健康寿命の延伸につながる食育の推進

健全な食習慣は、健やかな身体の成長と維持に不可欠であり、生活習慣病の予防及び改善につながります。

家庭での、朝食の欠食習慣を改めることや栄養バランスに配慮した食生活を実践することなど望ましい食習慣への支援を継続する必要があります。また、外食・中食を利用する機会が多い方に向けた、栄養バランスなどを理解して上手に活用できるような情報提供や、厚生労働省が推進する「スマート・ライフ・プロジェクト」の推進など、生活習慣病の予防及び改善や健全な食生活の実践につながる食育を推進します。

3. 「新たな日常」や「デジタル化」に対応した食育の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた食育施策の推進が必要です。食育に関する啓発の内容・実施方法の工夫や、食事における「新しい生活様式」の実践例の普及に努めるとともに、市民が主体的、効果的に食育を実践できるよう ICT 等のデジタル技術を有効に活用しながら、様々な手段や機会をとらえて食育の推進を行います。

2 - 4 基本目標

番号	基本目標	推進項目		現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	担当課
1	食育の認知度を向上させる	「食育」を知っている人の割合		52.9%	80.0%	全課
2	朝食を欠食する市民を減らす	欠食する市民の割合	未就学児	0.1%	0%	子ども保健課・ 保育幼稚園課・ 幼児教育センター・ 健康づくり課
			小学2年生	2.3%	0%	学校保健課・ 健康づくり課
			小学5年生	2.0%	0%	
			中学2年生	0.6%	0%	
			16～79歳	7.2%	5.0%	健康づくり課・ 医療保険課・ 長寿社会課・ 社会教育課
3	栄養バランスに配慮した食生活を実践する市民を増やす	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合	16～79歳	44.9%	60.0%	子ども保健課・ 幼児教育センター・ 医療保険課・ 健康づくり課・ 長寿社会課
			若い世代 20～30代	32.3%	40.0%	子ども保健課・ 幼児教育センター・ 医療保険課・ 健康づくり課
4	生活習慣病の予防や改善のために、普段から食生活に気をつけ、実践する市民を増やす	生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩に気をつけた食生活を実践する市民の割合		68.6%	75.0%	医療保険課・ 健康づくり課・ 長寿社会課・ 子ども保健課
		栄養成分表示を確認する市民の割合		32.5%	45.0%	健康づくり課・ 医療保険課
5	嚙ミング30の推進について(ゆっくりよく嚙んで食べる市民を増やす)	ゆっくりよく嚙んで食べる市民の割合	未就学児	70.1%	80.0%	子ども保健課・ 幼児教育センター
			小学2年生	84.3%	90.0%	学校保健課 健康づくり課
			小学5年生	68.4%	80.0%	
			中学2年生	65.0%	80.0%	
			16～79歳	67.1%	80.0%	健康づくり課・ 長寿社会課・ 医療保険課
6	家族そろっての食事の機会を増やす	1週間のうち家族そろって食事する日が3日以上ある市民の割合		78.6%	90.0%	子ども保健課・ 幼児教育センター・ 学校保健課・ 健康づくり課・ 長寿社会課・ 人権男女共同参画課
7	学校における食育の取り組みなどを増やす(充実させる)	学校給食に地場産物(佐世保産)を使用する割合(重量比)		50.6%	55.0%	学校保健課
		食育の視点を踏まえた各教科などにおける授業実践(栄養教諭及び学校栄養職員の参画を含む)を行っている学校の割合		100% (食育指導全体計画作成率)	100%	学校保健課

番号	基本目標	推進項目		現状値 令和2年度	目標値 令和8年度	担当課
8	食育の推進にかかわるボランティアの数を増やす	食育の推進にかかわるボランティア団体等において活動している人数		220 人	264 人	幼児教育センター・健康づくり課
9	地産地消の推進について(地場産物を認知している市民を増やす)	佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物を認知している市民の割合	小学5年生	69.4%	76.0%	農業畜産課・水産課・健康づくり課・学校保健課
			中学2年生	52.5%	57.0%	
			16～79歳	75.7%	83.0%	
10	食文化(伝統的な料理や作法など)を継承し、伝えている市民を増やす	正しい箸の持ち方ができる子どもの割合	小学2年生	68.4%	75.0%	教育委員会・学校保健課・健康づくり課
			小学5年生	71.8%	80.0%	
			中学2年生	82.4%	90.0%	
		郷土料理などに関心を持つ市民の割合		43.7%	50.0%	健康づくり課
11	食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民を増やす	食品ロス削減のために何らかの行動をする市民の割合		88.6%	95.0%	廃棄物減量推進課・健康づくり課
12	食品の安全性に関する基礎的な知識を持ち、自ら判断する市民を増やす	食事前の正しい手洗いを実践する市民の割合		全世代合計 51.1%	70.0%	幼児教育センター・健康づくり課・生活衛生課・食肉衛生検査所・農業畜産課・水産課・社会教育課・学校保健課

※実施事業においては、「新たな日常」や「デジタル化」に対応しながら取り組みを推進し、基本目標の達成に寄与することを目指します。

◆ 基本理念 ◆
『食』から始まる豊かな暮らし、食育実践都市‘させぼ’

実現

推進

◆ 基本方針 ◆

- 1 心身の健康増進と豊かな人間形成
- 2 子どもの食育推進（保護者、教育関係者など）
- 3 食育推進運動の展開
- 4 食に関する感謝の念と理解
- 5 食に関する体験活動と食育推進運動の実践
- 6 伝統的な食文化の継承活動、環境に配慮した食育の推進
- 7 食品の安全性の確保

推進

◆ 基本的施策 ◆

- 1 家庭でのライフステージにおける食育の推進
- 2 教育及び保育機関などにおける食育の推進
- 3 地域における食生活改善のための取り組みの推進
- 4 食育推進運動の強化
- 5 生産者と消費者との交流促進・自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化
- 6 食文化継承のための活動の支援
- 7 食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査、情報の提供

推進

重点課題

- 1 食育を実践する市民を増やす取り組みの推進
 - 2 健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - 3 「新たな日常」や「デジタル化」に対応した食育の推進
- 基本目標 12項目

課題の抽出

現状（食育に関するアンケート調査結果等で状況を把握）

3 施策の展開

食をめぐる現状と課題を踏まえ、基本理念の実現を図るために、7項目の基本的施策を軸に基本目標の実現に向けて取り組みを展開します。

3-1 基本的施策

1. 家庭でのライフステージにおける食育の推進
2. 教育及び保育機関などにおける食育の推進
3. 地域における食生活改善のための取り組みの推進
4. 食育推進運動の強化
5. 生産者と消費者との交流促進・自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化
6. 食文化継承のための活動の支援
7. 食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査、情報の提供

1. 家庭でのライフステージにおける食育の推進

生涯にわたって健康的な食生活を送るために、全てのライフステージにおいて成長や発育・発達、健康状態や生活環境などに配慮した食育を推進することが大切です。

本市では、ライフステージを乳児期・幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期・妊娠期の7つの段階で捉え、市民一人ひとりが健康的な食生活を継続して実践できるよう、支援体制などの環境整備に努め、取り組みを展開します。ライフステージの年齢はあくまでも目安として、自分自身の健康状態を知り、自分にあった食育を実践することが大切です。

ライフステージの変化に応じて、食事や生活習慣の見直しが必要になります。特に、働き盛りの壮年期には、メタボリックシンドローム対策に重点をおいた生活習慣から、高齢期では、「サルコペニア」や「フレイル」の予防を重視した生活習慣へ転換するための食育を推進することが重要です。

2. 教育及び保育機関などにおける食育の推進

学齢期から青年期にかけては望ましい食習慣が確立するとともに、家庭から自立する時期になります。

一人ひとりの子どもが食への関心を高め、望ましい食生活における知識や技術を習得し実践することで、生涯にわたって心身ともに健康であることを目指すために、教育機関及び保育機関などで食育に取り組み、望ましい食習慣の確立を手助けすることは重要です。

子どもへの食育の推進は、保護者などを含めた家庭や地域への波及効果が期待されることから、行政、保健・医療・福祉関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など、様々な関係機関や団体との連携のもと、食育を展開します。

3. 地域における食生活改善のための取り組みの推進

社会環境の変化やライフスタイルの多様化などにより、家族との共食機会の減少や、外食・中食の利用、高齢者の孤食及び栄養バランスの偏りの増加が問題として取り上げられています。しかし、生活習慣病予防、健康寿命延伸のためには、健全な食生活は欠かせません。

今後、朝食摂取率の向上や、栄養バランスに優れた「日本型食生活」などを含めた望ましい食生活の周知、また運動実践の必要性の周知に取り組むことより、生活習慣病などの予防及び改善に

つなげます。

そして近年、健全な食生活の実現が困難な立場にある人もいます。貧困の状況にある子どもなどに食料を提供する活動、一人暮らしの高齢者への共食を踏まえた食事を提供する活動など、様々な年代への、食事に関する地域でのニーズに合った取り組みが重要となっていきます。

家庭、教育及び保育関係者、保健・医療・福祉関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など、様々な関係機関や団体との連携により、地域における食育をより一層推進します。

4. 食育推進運動の強化

食育の推進に当たっては、全市的に広がりを持って展開していくことが肝要であり、そのために農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア、行政や食育に新たな広がりをもたらす多方面の分野の関係者が、主体的かつ多様に連携・協働して地域レベルのネットワークを築き、明るく楽しく多様な食育推進運動を行う必要があります。

デジタル技術の活用により「新たな日常」の中でも新しい広がりを出る食育の推進が求められています。

5. 生産者と消費者との交流促進・自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化

地域の多彩な農林水産物は、自然の恩恵の上で成り立っています。また、地元の旬の食材を使うことは、栄養価が高く新鮮な食材が身近に手に入りやすいという利点のほかに、地域に根差した伝統的な食文化の継承にもつながります。

様々な農林・漁業体験をとおして生産者との交流をはかることで、食と農、動植物の命の尊さ、人の営みについて学ぶ機会になるほか、地元の食材や生産地・生産者を知る機会にもなるため、自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化に向けた取り組みとして推進します。

また、世界的にも問題になっている食品ロス削減の取り組みも推進していく必要があります。

6. 食文化継承のための活動の支援

社会環境の変化やライフスタイルが多様化する中で、地元の旬の食材を活用した家庭料理や、地域の行事食・作法などについて次世代へ伝えていくことは、心身の健康や精神的な豊かさを育む上で重要です。

様々な関係機関や団体との連携のもと、家庭や教育機関及び保育機関、地域社会などの場で、栄養バランスの優れた日本型食生活や、地域において継承されてきた特色ある食文化の継承のための活動を支援します。

7. 食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査、情報の提供

一人ひとりが生涯にわたって健康的な食生活を送るためには、食の安全性などに関する知識を習得するとともに、それを正しく理解し、適切な食の選択を実践していくことが重要です。

また、食品関連事業者においては、事業者の責務において、食品の安全性を確保することが必要です。

そのため、食品の安全性などを含めた食育を効果的に推進するために、最新の研究や調査の結果に基づく客観的な情報提供に努めます。

また、消費者、食品関連事業者及び行政などによる相互間での積極的な情報や意見の交換を行うことで、食品の安全性について理解を深める取り組みを推進します。

3-2 基本的施策の体系別、主な推進内容

基本的施策	主な推進内容
1. 家庭でのライフステージにおける食育の推進	◆ 乳児期における食育 ◆ 学齢期における食育 ◆ 壮年期における食育 ◆ 妊娠期における食育 ◆ 幼児期における食育 ◆ 青年期における食育 ◆ 高齢期における食育 ◆ 望ましい食習慣や知識の習得
実現を目指す基本目標	1. 「食育」の認知度 2. 朝食摂取 3. 栄養バランスへの配慮 4. 生活習慣病の予防 5. 噛ミング 30 6. 家族そろっての食事 10. 食文化の継承 11. 食品ロス削減 12. 食品の安全性
2. 教育及び保育機関などにおける食育の推進	◆ 学校における食に関する指導の充実 ◆ 就学前の子供に対する食育の推進 ◆ 生きた教材としての食事の提供及び給食の充実 ◆ 体験活動を通じた食への理解の促進 ◆ 子ども・保護者への普及啓発 ◆ 食のリサイクルの推進
実現を目指す基本目標	5. 噛ミング 30 7. 学校における食育の取り組み 11. 食品ロス削減
3. 地域における食生活改善のための取り組みの推進	◆ 健康寿命の延伸につながる食育の推進 ◆ 栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践の推進 ◆ 「食育ガイド」などの活用促進 ◆ 専門的知識を有する人材の養成・活用 ◆ 食品関連事業者等による食育の推進 ◆ 災害時に備えた食育の推進
実現を目指す基本目標	2. 朝食摂取 3. 栄養バランスへの配慮 4. 生活習慣病の予防
4. 食育推進運動の強化	◆ ボランティア活動などによる取り組みの推進 ◆ 「新たな日常」やデジタル化に対応する食育の推進
実現を目指す基本目標	8. 食育推進ボランティア
5. 生産者と消費者との交流促進・自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化	◆ 農林漁業者等による食育の推進 ◆ 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供 ◆ 地産地消の推進 ◆ 食品ロス削減に向けた市民運動の展開
実現を目指す基本目標	9. 地産地消の推進 11. 食品ロス削減
6. 食文化継承のための活動の支援	◆ 食文化に関する知識の普及と情報の提供 ◆ ボランティア活動などにおける取り組み
実現を目指す基本目標	9. 地産地消の推進 10. 食文化の継承
7. 食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査、情報の提供	◆ リスクコミュニケーションの促進 ◆ 食品の安全性や栄養などに関する情報提供 ◆ 食品関連事業者等による自主衛生管理の推進 ◆ 食品表示の理解促進 ◆ 食生活に関する調査
実現を目指す基本目標	4. 生活習慣病の予防 12. 食品の安全性

3-3 基本的施策毎の主な取り組み

1. 家庭でのライフステージにおける食育の推進

【乳幼児期】（0～5歳頃）

主な取り組み	取り組み内容	所管課
離乳食講座と実習	月齢や発育・発達状態に合わせた離乳食の段階や調理方法の指導、基本的な食材を使った離乳食作りと試食体験	幼児教育センター
乳幼児健診 （4カ月児、1.6歳児、3歳児）	授乳期の母親の食事・母乳栄養・混合栄養・離乳食開始から完了期についての指導 幼児食から普通食・間食についてや、噛む習慣の定着についての指導 食に関する相談、歯科健診の実施、正しい咀嚼についての指導	子ども保健課

【学齢期】（小・中学生）

主な取り組み	取り組み内容	所管課
親子クッキング	身近な食材を利用しながら、親子でふれあいながら料理を作る	人権男女共同参画課

【青年期】（16～29歳）

主な取り組み	取り組み内容	所管課
高校生への食育推進事業	家庭から自立する時期にある高校生を対象に食に関する啓発を行う これまでの高校文化祭への出展に加え、出前講座の活用について、各学校に周知して促す	健康づくり課
大学生・専門学校生への食育推進事業	家庭から自立し、食生活が乱れやすく、栄養バランスが偏りやすい時期であるため、各学校の SNS 等と連携し、望ましい食生活の継続に向けた情報発信を行う	健康づくり課

【壮年期・高齢期】（30～64 歳・65 歳～）

主な取り組み	取り組み内容	所管課
特定保健指導	国民健康保険加入者の 40～74 歳を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、管理栄養士による対象者の健康状態に応じたきめ細かな栄養指導などを、特定保健指導として実施する	医療保険課
きらっと元気教室	面談や運動プログラムを中心に実施し、セルフマネジメントの定着を目指す。口腔機能向上・栄養改善の健康教育も行う	長寿社会課

【全世代】

主な取り組み	取り組み内容	所管課
食に関する講座による情報提供	各コミュニティセンターが主催する市民向け講座に、食育のメニューを盛り込んで実施	社会教育課
まちづくり出前講座	市職員が講師となって市民向け研修・講習・説明を行う「出前講座」を開催し、食育に関する情報を提供	社会教育課

【妊娠期】

主な取り組み	取り組み内容	所管課
母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付時に保健・栄養・歯科について個別指導を実施	子ども保健課
マタニティ学級	妊娠中に起こりやすい異常、妊娠期・授乳期の食生活と歯の健康についての講話を実施	子ども保健課

2. 教育及び保育機関などにおける食育の推進

主な取り組み	取り組み内容	所管課
食に関する育児講座など	食に関する講話や調理実習、むし歯予防の講話	保育幼稚園課
親子クッキング	親子で一緒に楽しむクッキングの開催	幼児教育センター
児童生徒の食育指導	特別活動や給食時間、総合的な学習などを利用した児童生徒の体験学習を実施	学校保健課
保育所給食施設指導	特定給食施設などの設置者に対し、栄養管理のための指導、助言、支援	健康づくり課

3. 地域における食生活改善のための取り組みの推進

主な取り組み	取り組み内容	所管課
いきいき元気食事づくり教室	いつまでも元気でいきいきと過ごすために、食をとおして健康を維持し、介護予防についての理解を深めるための講話や実習を行う	健康づくり課
介護食事づくり教室	要介護者の状態を維持しながら、食べる楽しみを得るための介護食を習得する料理教室の開催	健康づくり課
スマート・ライフ・プロジェクトの推進	厚生労働省が行っているスマート・ライフ・プロジェクトのリーフレットやPOPを市民にとって身近なスーパーなどの店舗に設置し、望ましい食生活の継続に向けた情報発信を行う	健康づくり課

4. 食育推進運動の強化

主な取り組み	取り組み内容	所管課
食育情報発信事業	より多くの市民に食育情報を伝えるため、掲示、ラジオ出演、ホームページやSNSを活用した情報発信を行う	健康づくり課
乳幼児食育アドバイザー養成講座	乳幼児食育アドバイザー養成講座の開催 ※3～5年に一度の目安で開催	幼児教育センター
食生活改善推進員養成講座	食生活改善推進員になるための養成講座の開催	健康づくり課
乳幼児食育アドバイザーフォローアップ講習会	乳幼児食育アドバイザーフォローアップ講座の開催	幼児教育センター
食生活改善推進員研修会	食生活改善推進員の知識向上のための研修	健康づくり課

5. 生産者と消費者との交流促進・自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化

主な取り組み	取り組み内容	所管課
卸売市場見学及び体験学習	卸売市場の見学及び青果物などの体験学習	卸売市場管理事務所
お魚まつり	魚食普及、地産地消の推進を目的としたイベントの開催	卸売市場管理事務所
啓発活動・水産教室等	水産教室、お魚料理教室、漁業体験などの開催	水産課
食のリサイクル	生ごみを活用した元気野菜づくりの体験活動を実施するために「ごみ減量アドバイザー」を登録し、地域や学校などの講習会に指導者として派遣	廃棄物減量推進課

6. 食文化継承のための活動の支援

主な取り組み	取り組み内容	所管課
ブルーツーリズムの推進	観光資源を活用した地域振興策の実行	水産課
食生活改善伝達講習会	佐世保市食生活改善推進協議会に委託し、食生活改善推進員研修会で学んだ内容を市民に伝達することで、望ましい食生活の普及を行う	健康づくり課

7. 食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査、情報の提供

主な取り組み	取り組み内容	所管課
食のリスクコミュニケーション	食品関係情報の提供と意見交換（リスクコミュニケーション）の推進	生活衛生課
衛生講習会	営業者、営業所従事者及び消費者に対する衛生講習会の開催、パンフレットの配布、苦情相談の窓口開設	生活衛生課
と畜場見学、検査体験	お肉ができるまでの過程の見学や食肉検査の学習・体験	食品衛生検査所
家畜保健衛生対策	家畜の疾病、事故が減少することを目的として、農業団体が行う事業に対して補助金を交付	農業畜産課

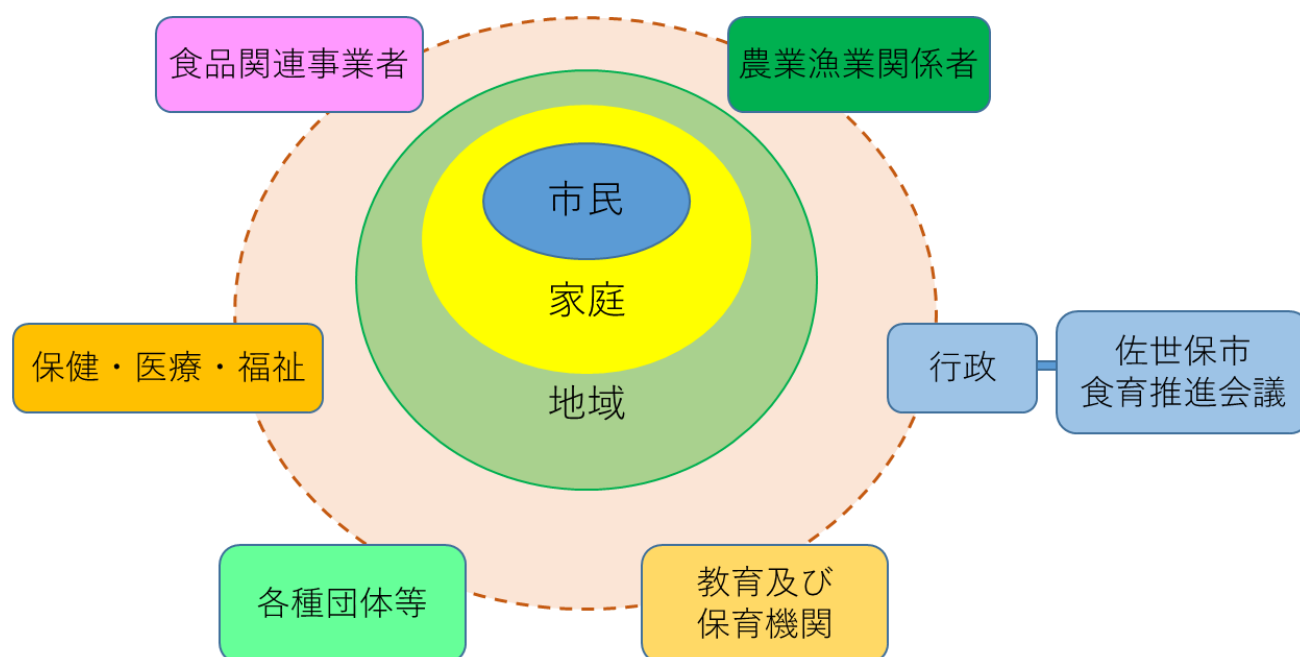
4 推進体制と進行管理

4-1 計画の推進体制

食育の推進については、市民一人ひとりが主体的に取り組んでいくために、教育及び保育関係者、保健・医療・福祉関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など、さまざまな関係機関や団体及び行政が、相互の情報共有を図りながら、密接な連携のもと、それぞれの役割に応じた取り組みを推進していくことが重要です。

また、計画に基づく取り組みについて、さまざまな手段をとおして情報提供に努めるとともに、市民の意見や考え方などを積極的に把握し、その内容について施策に反映させていくことが必要です。

さまざまな取り組みを推進しながら、定期的の実施事業の進捗状況の把握や、数値目標の達成状況及び施策の具体的な評価を「佐世保市食育推進会議」において行い、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。



4-2 食育推進にあたっての役割

1. 市民・家庭の役割

食育の推進には、市民一人ひとりが食への関心を高め、自ら食に関する正しい知識や情報を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することが求められます。

家庭は基本的な食習慣を身につける上で大きな役割を担っています。家族団らんで食卓を囲むことを基本に、食に関する正しい知識やマナー、健全な食習慣を身につける、食の楽しさを実感するなど、日常生活の中で食育を実践することが必要です。

各基本目標について、ライフステージ別に望まれる市民の取り組み内容を別紙にまとめました。

ライフステージ別 望まれる市民の取り組み内容(基本目標に沿った考え方)

別紙

基本目標		乳幼児期（0～5歳頃）	学齢期（小・中学生）	青年期（16～29歳）	壮年期（30～64歳）	高齢期（65歳～）	妊娠期
1	「食育」の認知度を向上させる		「食育」の言葉の意味を理解する	「食育」の意味を理解して取り組む	青年期の取り組みを継続しながら次世代に伝える	妊娠期から胎児の食育が始まっていることを理解する	
2	朝食を欠食する市民を減らす	早寝早起きの習慣をつける	朝食を食べる習慣をつける 朝食の働きを理解する	食べる習慣を継続する 自分で朝食を準備する力をつける	青年期の取り組みを継続しながら次世代に伝える	食べる習慣を継続する	
3	栄養バランスに配慮した食生活を実践する市民を増やす	食べ物に興味を持つ	食べ物の働きに興味を持ち、主食・主菜・副菜を理解する	主食・主菜・副菜をそろえた食事を自分で準備する力をつける	青年期の取り組みを継続する・次世代に伝える	主食・主菜・副菜をそろえ、妊娠経過に応じた量を摂取していく	
4	生活習慣病の予防や改善のために、普段から食生活に気をつけ、実践する市民を増やす		生活習慣病を知り、生活リズムを整える	生活習慣病について理解を深め、予防のための行動ができる	健康診断などで定期的に自分の体の状態を把握し、現状に合わせた食生活を実践・継続する	妊娠中の望ましい体重増加を目指す 妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病について理解を深め、予防のための行動ができる	
	栄養成分表示を確認する市民の割合		食品の表示に関心を持つ	栄養成分表示の見方を知り、食品を選ぶ	栄養成分表示を見て食品を選ぶ	栄養成分表示の見方を知り、食品を選ぶ	
5	噛ミング30の推進について（ゆっくくりよく噛んで食べる市民を増やす）	発達に応じて噛む練習をする	よく噛んで食べることの必要性を理解し、実践する	定期的に歯科健診を受けて、口腔ケアを行う よく噛むことを意識して実践する。	実践を継続する・次世代に伝える	妊産婦歯科健診を受けて、口腔ケアを行う よく噛むことを意識し、実践する	
6	家族そろっての食事の機会を増やす	家族と一緒に食べることの楽しさを知る		仲間・家族との共食の機会を維持する	仲間・家族との共食の機会を維持する	仲間・家族との共食の機会を維持する	
7	学校における食育の取り組みなどを増やす（充実させる）		地場産物を使った給食を食べる				
8	食育の推進にかかわるボランティアの数を増やす				食を通じたボランティア活動に取り組む		
9	地産地消の推進（地場産物を認知している市民を増やす）	体験等を通して、食材に興味を持つ	買ひ物や農産物等を通して地域の食材を知る	地域の食材を知り、選択する	実践しながら次世代に伝える		
10	食文化（伝統的な料理や作法などを）を「継承し、伝えていく」市民を増やす	箸を使って食べる郷土料理や伝統料理にたくさん触れる	正しい箸の持ち方を身につける郷土料理や伝統料理を理解する	郷土料理や伝統料理を作ることができる	生活の中に郷土料理や伝統料理を取り入れながら次世代に伝える		
11	食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民を増やす	食べ残しがあったいないことを知る	食品ロスの現状を知る	食品ロス削減に取り組む	食品ロス削減について次世代に伝える		
12	食品の安全性に関する基礎的な知識を持ち、自ら判断する市民を増やす	食前の手洗いの習慣をつける	正しい手洗い方法を身につけ、実践する	正しい手洗い方法を身につけ、実践する	正しい手洗い方法を身につけ、実践する	正しい手洗い方法を身につけ、実践する	

2. 教育及び保育関係者等の役割

保育所・幼稚園・認定こども園、学校などは、子どもの健全な食生活の形成と豊かな人間性を育むうえで、重要な役割を果たしています。

学校や保育所などが家庭や地域と密接に連携を図り、子どもが食の大切さや楽しさを学ぶことができるよう、食育を推進することが大切です。

3. 関係機関、団体、事業者等の役割

家庭や学校等における取り組みのほか、食育を社会全体で推進するためには、保健・医療・福祉関係者、事業者・食品関連事業者、生産者、ボランティア活動をしている各種団体による幅広い活動が求められます。

また、個人が健全な食生活を実践しやすくなるよう、事業者などによる食環境づくりの取り組みも求められていきます。

関係機関、団体、事業者等がそれぞれの役割を担いつつ、市民や学校、行政などと連携を図っていく必要があります。

4. 行政の役割

食育の推進に関し、市民や関係機関、団体、事業者等とともに食育に取り組んでいくため、保育、教育、健康、農業、流通、環境などの幅広い分野における施策を相互に連携を図りながら、総合的かつ計画的に推進していきます。

食育に関する啓発の方法については、SNS 活用やインターネット上での動画配信、オンラインでの非接触型の食育の展開などデジタル技術の活用及びオンライン化を推進し、効果的な情報発信に努めます。

4－3 計画の進行管理と評価

庁内の関係部署で構成する「食育推進検討委員会」を中心に、計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その進捗状況を適切に把握するよう努めます。

また、実施した施策について、学識経験者、関係団体の代表者などで構成する「佐世保市食育推進会議」の意見などを参考に評価を行い、これをふまえた施策の見直しと改善に努めます。

4－4 食育推進実施プラン

実施事業の基本目標との関連

実施事業の一覧

対応する食育推進基本目標 1・・・「食育」の認知度 2・・・朝食摂取 3・・・栄養バランスへの配慮 4・・・生活習慣病の予防 5・・・嚙ミング30 6・・・家族そろっての食事
7・・・学校における食育の取り組み 8・・・食育推進ボランティア 9・・・地産地消の推進 10・・・食文化の継承 11・・・食品ロス削減 12・・・食品の安全性

※◎は特に力を入れる

食育推進計画 による 基本目標	番号	中事業	事業項目	担当 課名	1「食育」の認知度	2朝食摂取	3栄養 バランス への配慮	4生活 習慣病 の予防	5嚙ミング30	6家族そろって の食事	7学校におけ る食育の取り 組み	8食育推進 ボランティア	9地産地消 の推進	10食文化の 継承	11食品ロス 削減	12食品の 安全性
1.「食育」の 認知度	1	子育て支援啓発事業	離乳食講座と実習	幼児教育センター	○	○	○	○	○	○					○	○
	2	食育推進事業	高校生への食育推進事業	健康づくり課	○	○	○	○	○				○	○		○
	3	コミュニティセンター 主催講座事業	食に関する講座による情報提供	社会教育課	○											
	4	生涯学習講師派遣事業	まちづくり出前講座	社会教育課	○											
	5	食育推進事業	食育意識啓発、普及	健康づくり課	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
	6	食育推進事業	ヘルシークッキング コンテスト 〔家族そろっての 食事推進〕	健康づくり課	○	○	○			○			○	○	○	
2. 朝食摂取	7	食育推進事業	大学生・専門学校生への 食育推進事業	健康づくり課	○	◎	◎	◎	○				○	○	○	○
3. 栄養バラン スへの配慮	8	母子管理対策事業	4カ月児健診	子ども保健課	○	○	○			○						
	9	介護予防・生活支援サービ ス事業	きらっと元気教室	長寿社会課			○									
	10	育児等健康支援事業	母子健康手帳交付	子ども保健課	○	○	○	○	○	○						
	11	育児等健康支援事業	マタニティ学級	子ども保健課	○	○	○	○	○	○						
4. 生活習慣 病の予防	12	特定健康診査事業費	特定健康診査	医療保険課				○								
	13	特定保健指導事業費	特定保健指導	医療保険課		○	○	○	○							
	14	健康相談事業	健康相談	健康づくり課		○	○	○	○							
	15	健康教育事業	健康教育	健康づくり課		○	○	○								

対応する食育推進基本目標 1・・・「食育」の認知度 2・・・朝食摂取 3・・・栄養バランスへの配慮 4・・・生活習慣病の予防 5・・・噛ミング30 6・・・家族そろっての食事
7・・・学校における食育の取り組み 8・・・食育推進ボランティア 9・・・地産地消の推進 10・・・食文化の継承 11・・・食品ロス削減 12・・・食品の安全性

食育推進計画による基本目標	番号	中事業	事業項目	担当 課名	1「食育」の認知度	2朝食摂取	3栄養バランスへの配慮	4生活習慣病の予防	5噛ミング30	6家族そろっての食事	7学校における食育の取り組み	8食育推進ボランティア	9地産地消の推進	10食文化の継承	11食品ロス削減	12食品の安全性
5. 噛ミング30	16	1歳6カ月児健康診査	1歳6カ月児健康診査（歯科健診含む）	子ども保健課	○	○	○		○	○						
	17	1歳6カ月児健康診査	2歳児経過歯科健診	子ども保健課	○	○	○		○	○						
	18	3歳児健康診査	3歳児健康診査（歯科健診含む）	子ども保健課	○	○	○	○	○	○						
	19	健康診査事業	成人 歯科健診	健康づくり課			○	○	○	○						
	20	歯科保健推進事業	8020認定証発行交付	健康づくり課			○	○	○	○						
	21	健康診査事業	妊産婦歯科健診	子ども保健課・健康づくり課			○	○	○	○						
	22	歯科保健推進事業	デンタルフェスティバル	健康づくり課	○		○	○	○	○						
6. 家族そろっての食事	23	子育て支援啓発事業	父親向け食育講座	幼児教育センター	○	○	○	○	○	○				○		○
	24	男女共同参画推進啓発事業	親子クッキング	人権男女共同参画課			○			○						

2. 教育及び保育機関などにおける食育の推進

食育推進計画による基本目標	番号	中事業	事業項目	担当 課名	1「食育」の認知度	2朝食摂取	3栄養バランスへの配慮	4生活習慣病の予防	5噛ミング30	6家族そろっての食事	7学校における食育の取り組み	8食育推進ボランティア	9地産地消の推進	10食文化の継承	11食品ロス削減	12食品の安全性
1. 「食育」の認知度	25	幼児教育センター運営費（再掲）	食に関する相談（子育てトークほっとタイム）	幼児教育センター	○	○	○	○	○	○				○		○
	26	公立保育所拠点機能事業	食に関する育児講座等	保育幼稚園課	○	○	○	○	○	○			○	○		○
	27	幼児教育センター運営費	親子クッキング	幼児教育センター	○	○	○	○	○	○				○	○	○
	28	幼児教育センター運営費	幼児食調理講習会	幼児教育センター	○	○	○	○	○	○				○	○	○
5. 噛ミング30	29	健康管理対策事業	学校における歯科健診	学校保健課					○							
	30	学校保健管理事業	子ども期歯科保健研修会	学校保健課					○							
7. 学校における食育の取り組み	31	学校給食実施に関する事業	児童生徒の食育指導	学校保健課	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	32	学校給食実施に関する事業	学校給食を通した家庭・地域への啓発	学校保健課	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
12. 食品の安全性	33	幼児教育センター運営費（再掲）	調理担当者の実技研修	幼児教育センター	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
	34	保育所給食施設指導	保育所給食施設指導	健康づくり課	○		○	○						○		○

対応する食育推進基本目標 1・・・「食育」の認知度 2・・・朝食摂取 3・・・栄養バランスへの配慮 4・・・生活習慣病の予防 5・・・噛ミング30 6・・・家族そろっての食事
7・・・学校における食育の取り組み 8・・・食育推進ボランティア 9・・・地産地消の推進 10・・・食文化の継承 11・・・食品ロス削減 12・・・食品の安全性

3. 地域における食生活改善のための取り組みの推進

食育推進計画による基本目標	番号	中事業	事業項目	担当 課名	1「食育」の認知度	2朝食摂取	3栄養バランスへの配慮	4生活習慣病の予防	5噛ミング30	6家族そろっての食事	7学校における食育の取り組み	8食育推進ボランティア	9地産地消の推進	10食文化の継承	11食品ロス削減	12食品の安全性
4. 生活習慣病の予防	35	いきいき元気食事づくり教室	いきいき元気食事づくり教室	健康づくり課	○	○	○	○	○	○			○	○		○
	36	介護食づくり教室	介護食づくり教室	健康づくり課	○	○	○	○	○				○	○		○
	37	食育推進事業(再掲)	スマート・ライフ・プロジェクトの推進	健康づくり課	○	○	○	○		○			○	○	○	○

4. 食育推進運動の強化

食育推進計画による基本目標	番号	中事業	事業項目	担当 課名	1「食育」の認知度	2朝食摂取	3栄養バランスへの配慮	4生活習慣病の予防	5噛ミング30	6家族そろっての食事	7学校における食育の取り組み	8食育推進ボランティア	9地産地消の推進	10食文化の継承	11食品ロス削減	12食品の安全性
1. 「食育」の認知度	38	食育推進事業(再掲)	食育情報発信事業	健康づくり課	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
8. 食育推進ボランティア	39	子育て支援啓発事業	乳幼児食育アドバイザー養成講座	幼児教育センター	○							○				
	40	食生活改善事業(再掲)	食生活改善推進員養成講座	健康づくり課	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
	41	子育て支援啓発事業(再掲)	乳幼児食育アドバイザーフォローアップ講習会	幼児教育センター	○	○	○	○	○			○		○		○
	42	食生活改善事業(再掲)	食生活改善推進員研修会	健康づくり課	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○

5. 生産者と消費者との交流促進・自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化

食育推進計画による基本目標	番号	中事業	事業項目	担当 課名	1「食育」の認知度	2朝食摂取	3栄養バランスへの配慮	4生活習慣病の予防	5噛ミング30	6家族そろっての食事	7学校における食育の取り組み	8食育推進ボランティア	9地産地消の推進	10食文化の継承	11食品ロス削減	12食品の安全性
9. 地産地消の推進	43	青果市場管理運営事業	卸売市場の見学及び体験学習	卸売市場管理事務所	○								○			
	44	水産市場管理運営事業	お魚まつり	卸売市場管理事務所	○								○	○		
	45	水産物消費拡大事業	水産物消費拡大	水産課									○	○		
	46	付加価値の高い一次産品育成対策事業	産地化・ブランド化育成事業	農業畜産課									○			
	47	栽培漁業推進事業	啓発活動・水産教室など	水産課	○								○	○		
	48	地産地消推進事業(再掲)	地産地消の促進	水産課									○	○		
11. 食品ロス削減	49	地域リサイクル活動支援事業	食のリサイクル	廃棄物減量推進課									○		○	○

対応する食育推進基本目標 1・・・「食育」の認知度 2・・・朝食摂取 3・・・栄養バランスへの配慮 4・・・生活習慣病の予防 5・・・噛ミング30 6・・・家族そろっての食事
7・・・学校における食育の取り組み 8・・・食育推進ボランティア 9・・・地産地消の推進 10・・・食文化の継承 11・・・食品ロス削減 12・・・食品の安全性

6. 食文化継承のための活動の支援

食育推進計画による基本目標	番号	中事業	事業項目	担当 課名	1「食育」の認知度	2朝食摂取	3栄養バランスへの配慮	4生活習慣病の予防	5噛ミング30	6家族そろっての食事	7学校における食育の取り組み	8食育推進ボランティア	9地産地消の推進	10食文化の継承	11食品ロス削減	12食品の安全性
10. 食文化の継承	50	離島漁業再生支援交付金事業	ブルーツーリズムの推進	水産課									○	○		
1. 「食育」の認知度	51	食生活改善事業(再掲)	食生活改善伝達講習会	健康づくり課	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○

7. 食品の安全性、栄養、そのほかの食生活に関する調査、情報の提供

食育推進計画による基本目標	番号	中事業	事業項目	担当 課名	1「食育」の認知度	2朝食摂取	3栄養バランスへの配慮	4生活習慣病の予防	5噛ミング30	6家族そろっての食事	7学校における食育の取り組み	8食育推進ボランティア	9地産地消の推進	10食文化の継承	11食品ロス削減	12食品の安全性
12. 食品の安全性	52	給食施設等指導事業	調理従事者等研修会	健康づくり課	○		○	○								○
	53	食のリスクコミュニケーション事業	食のリスクコミュニケーション事業	生活衛生課												○
	54	営業許可調査事業	衛生講習会	生活衛生課												○
	55	食肉品質向上事業	と畜場見学、検査体験	食肉衛生検査所												○
	56	家畜保健衛生対策事業	家畜保健衛生対策	農業畜産課												○

								実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
番号	中事業	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	令和2年度	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度

1. 家庭でのライフステージにおける食育の推進

1. 「食育」の認知度

1	子育て支援啓発事業	離乳食講座と実習	幼児教育センター	月齢や発育・発達状態に合わせた離乳食の段階や調理方法の指導、旬の食材を使った離乳食作りと試食体験	月齢や発育・発達状態に合わせた離乳食の確実なステップや調理方法の指導により、食事の基礎を作る。また、情報交換や相談の場の提供により安定した生活を図る。	・妊産婦 ・乳児の保護者	参加者満足度	コロナ(5回中止) ●開催回数14回予定、9回開催 ●内容:5～6か月頃と7～8か月頃(5回)9～11か月頃、12～18か月頃の離乳食の講話とメニューの紹介(4回) ●開催場所:中央保健福祉センター(8回)幼児教育センター(1回) ●対象:妊産婦及び乳児保護者 各10名(7回)、オンライン開催各20～25組(2回)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
2	食育推進事業	高校生への食育推進事業	健康づくり課	家庭から自立する時期にある高校生を対象に食に関する啓発を行う これまでの高校文化祭への出展に加え、出前講座の活用について、各学校に周知して促す	家庭から自立する時期にある高校生に対し、健康的な食生活を実践するための支援を行う。	・高校生	実施学校数	※コロナ 令和元年度と同様に行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、高校での文化祭が開催されるか未定であったため、実施予定にしていた対象高校へ資料を配布した。	4校	4校	4校	4校	4校	4校
3	コミュニティセンター主催講座事業	食に関する講座による情報提供	社会教育課	各コミュニティセンターが主催する市民向け講座に、食育のメニューを盛り込んで実施	市民が食育に関して理解を深めるとともに、幅広い知識を持ち、実践するようになる。	・市民	開催講座	料理教室をはじめ、食生活に関する情報提供により参加者の健康づくりや生きがいがいくつりすることを目的とする。	12	20	20	総合計画 計画外	総合計画 計画外	総合計画 計画外
4	生涯学習講師派遣事業	まちづくり出前講座	社会教育課	市職員が講師となって市民向け研修・講習・説明を行う 「出前講座」を開催し、食育に関する情報を提供	市民が食育に関して理解を深めるとともに、幅広い知識を持ち、実践するようになる。	・市民グループ	受講団体数	役所(及び関係機関)の業務をメニューとして取り揃え、市職員が講師として市内の学習グループ等に対して説明を行う。本年度も食育に関する講座は7講座あり、25回の実施を目標としている。	15	15	15	総合計画 計画外	総合計画 計画外	総合計画 計画外
5	食育推進事業(再掲)	食育意識啓発、普及	健康づくり課	ライフステージに応じ、市民の望ましい食生活に向けた食育に関する出前講座や、食に関係するイベントを行う 団体と連携し、イベントで食育に関するブースを設け普及・啓発を行う。また家族そろっての食事(共食)は食育の原点であることから、月に1度は家族そろって食事する機会を持つよう啓発を行う。	食育に関心を持ち、実践する市民の増加を図る。	・市民	イベント及び講座参加者数	各種イベントにおける食育ブースの出展はできなかったが、食育月間や食生活改善普及運動・健康増進普及月間等において、展示を行った。 また、出前講座や依頼講話等において、各ライフステージに応じた食講話を実施し、市民への食育の普及・啓発を行った。	2,708人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人
6	食育推進事業(再掲)	ヘルシークッキングコンテスト[家族そろっての食事推進]	健康づくり課	望ましい食習慣を身につけるために、簡単に作ることができるメニューを募集し、募集した作品のレシピの配布等行い、周知・啓発をはかる。	啓発をととして、各家庭での基本的な食習慣(家族そろっての食事や朝ごはんを食べる)を見直す機会を図る。	・市民	応募作品数	新型コロナウイルス感染症の終息が不透明であったため、R2年度のヘルシークッキングコンテストでの作品の募集、審査は中止した。	—	1,000点	1,050点	1,100点	1,150点	1,200点

2. 朝食摂取

7	食育推進事業	大学生・専門学校生への食育推進事業	健康づくり課	家庭から自立し、食生活が乱れやすく、栄養バランスが偏りやすい時期であるため、各学校のSNS等と連携し、望ましい食生活の継続に向けた情報発信を行う。	望ましい食生活に関する知識を普及することで、将来の生活習慣病を予防する。	市内の大学・短期大学・専門学校に通学する学生	情報発信回数	R2年度がこの事業の最終年度となるため、県立大学佐世保校・長崎短期大学の学生を対象に、学校の近くの地区公民館で料理教室を実施予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室の実施は中止し、ポスターの掲示や食育推進計画の概要版の配布を行った。	2回	3回	3回	3回	3回	3回
---	--------	-------------------	--------	---	--------------------------------------	------------------------	--------	---	----	----	----	----	----	----

								実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
番号	中事業	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	令和2年度	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度

3. 栄養バランスへの配慮

8	母子管理対策事業	4カ月児健診	子ども保健課	授乳期の母親の食事・母乳栄養・混合栄養・離乳食開始から完了期についての指導	親子の心の安定の中で食を楽しみ心地よい生活を実現する。	・対象児 ・保護者	健康診査受診率	授乳期の母親の食事・母乳栄養・混合栄養・離乳準備期から完了期についての指導	96.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
9	介護予防・生活支援サービス事業	きらっと元気教室	長寿社会課	面談や運動プログラムを中心に実施し、セルフマネジメントの定着を目指す。口腔機能向上・栄養改善の健康教育も行う。	対象者に応じた個別のプログラムを設定し、各機能の向上を図ることにより、自分らしい生活の確立と自己実現を支援する。	総合事業対象者および要支援1・2の認定をもっている者のうち、短期集中予防サービスが必要と認められた者 末期がん、難病、認知症、精神疾患を有しないものとする(令和2年度～)	きらっと元気教室に参加した高齢者のうち栄養改善の健康教育を実施した割合	生活行為に支障があり、運動機能が低下している者に対し、面談や運動プログラムを中心に、栄養改善、口腔の講話を各1回取り入れた内容を実施する。令和2年度は、内容を変更したため、モデル事業として実施。 初回訪問+12回通所 モデル事業のため、3か月1クールの利用とする 利用者 20名	60%	100%	100%	100%	100%	100%
10	育児等健康支援事業 (再掲)	母子健康手帳交付	子ども保健課	母子健康手帳の交付時に保健・栄養・歯科について個別指導を実施。	母性尊重の理念を高め、健康保持増進の意欲を図る。心身・出産に関する栄養の知識を普及する。	・妊産婦	栄養指導実施率	母子健康手帳交付時に栄養・保健・歯科についての指導を実施。栄養相談は初産婦及びハイリスク者(BMI25以上)へ実施している。	83.4%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%
11	育児等健康支援事業 (再掲)	マタニティ学級	子ども保健課	妊娠中に起こりやすい異常、妊娠期・授乳期の食生活と歯の健康についての講話を実施。	健康の増進、生活の質の向上、バランスのとれた食生活による豊かな生活、家族で食卓を囲む楽しい食事の実践につながる。	・妊 婦	マタニティ学級受講率(産婦人科実施分含む)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月～6月までの講座を中止した。7月以降は定員を設け、講座の時間を短縮したうえで、調理実習は行わず、講義形式にみそ汁の試飲を加え開催する。	47.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%

4. 生活習慣病の予防

12	特定健康診査事業費	特定健康診査	医療保険課	国民健康保険加入者の40～74歳を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施。また、健診後に管理栄養士による対象者の健康状態に応じたきめ細かな栄養指導などを実施。	生活習慣病予防のために、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)やその予備群を的確に抽出し、該当者を特定保健指導につなげる。	国保加入者40～74歳	受診率	受診率目標37.5%	27.0% (見込)	35.8%	36.0%	第3期データヘルス計画策定時目標値設定予定。	第3期データヘルス計画策定時目標値設定予定。	第3期データヘルス計画策定時目標値設定予定。
13	特定保健指導事業費	特定保健指導	医療保険課	国民健康保険加入者の40～74歳を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、管理栄養士による対象者の健康状態に応じたきめ細かな栄養指導などを、特定保健指導として実施する。	特定健康診査により抽出した糖尿病などの生活習慣病予備群に対して適切な保健指導を行い、対象者が生活改善を行うことで将来的な発症の抑制を目指すもの	国保加入者40～74歳	特定保健指導実施率(%)	実施率目標60%以上	63.5% (見込)	64.5%	65.0%	第3期データヘルス計画策定時目標値設定予定。	第3期データヘルス計画策定時目標値設定予定。	第3期データヘルス計画策定時目標値設定予定。
14	健康相談事業	健康相談	健康づくり課	生活習慣病に関する来所・電話相談、食生活を含めた運動や生活全般に対する指導助言	個別相談を行うことで、対象者の生活状況にあわせた具体的な指導を行い、生活習慣病を予防する。	・40歳以上	相談者数	生活習慣病に関する来所・電話相談、食生活を含めた運動や生活全般に対する指導助言	2915人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
15	健康教育事業 (再掲)	健康教育	健康づくり課	食生活、運動、生活全般の指導助言、骨粗しょう症検診や歯科健診の指導	食の知識を深めることにより、健康への自覚を高め自分の健康管理を主体的に実践する。	・40歳以上	健康教育の実施回数	食生活、運動、生活全般の指導助言、骨粗しょう症検診や歯科健診の指導	74回	80回	100回	130回	170回	200回

番号	中事業	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
								令和2年度	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度

5. 嚙ミング30

16	1歳6カ月児健康診査	1歳6カ月児健康診査 (歯科健診含む)	子ども保健課	幼児食から普通食・間食についてや、嚙む習慣の定着についてなどの指導	子どもが食を楽しみ、食に関心を持ち、生活リズムの確立を図る。	・対象児 ・保護者	健康診査受診率	離乳食の完了期。幼児食・間食などの相談、歯科健診の実施	95.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
17	1歳6カ月児健康診査 (再掲)	2歳児経過歯科健診	子ども保健課	2歳になるフォロー児に対するアンケート状況調査と歯科健診	保護者に対し、歯の大切さ、生活習慣の見直しなどを意識づけ、健全な口腔機能の維持を図る。	・対象児 ・保護者	アンケート回収率	幼児食・間食などの相談、歯科健診の実施	89.7%	88.0%	88.0%	未定	未定	未定
18	3歳児健康診査	3歳児健康診査 (歯科健診含む)	子ども保健課	食に関する相談、歯科健診の実施、正しい咀嚼についての指導	バランスの取れた食事や生活リズム、食事マナーなどについての認識、健全な口腔機能の維持を図る。	・対象児 ・保護者	健康診査受診率	食に関する相談、歯科検診の実施	92.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
19	健康診査事業 (再掲)	成人歯科健診	健康づくり課	歯科医院での歯科健診、中央保健福祉センターでの歯科健診を実施。食の基礎となる歯や口腔の健康維持、機能維持を促進する。	毎日の食生活の充実、「食べる楽しみ」を確保する。	・18歳以上 (高校生を除く)	委託歯科健診、所内歯科健診及び離島での歯科健診の受診者数	18歳(高校生を除く)以上を対象とし、市民の方へ受診勧奨をおこなう。なお、満40・50・60歳の節目の方には無料クーポン券を送付し受診強化を図る。新型コロナウイルスの影響により、集団健診及び若年者健診が中止となったため、勧奨はがきを発送しなかった。	1,350人	1,350人	1,350人	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる
20	歯科保健推進事業	8020認定証発行交付	健康づくり課	歯の健康優良高齢者コンテストの廃止に伴い、佐世保市成人歯科健診受診をおこない、80歳で20本以上の自分の歯を有する者に対して「8020認定証」を発行交付を行う。	健康で楽しく食生活をおくるため、80歳以上になっても20本以上、自分の歯を保持する。	満80歳以上	認定証発行者数	対象者：佐世保市成人歯科健診を受診をした80歳以上の方 健診実施時期：通年(委託歯科医院、所内歯科健診、離島健診含む) 認定証発行時期：7月、10月、1月、4月(年間4回) ※認定証は、佐世保市・佐世保市歯科医師会の連名で発行し、歯科医師会より郵送される。	14人	24人	24人	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる
21	健康診査事業 (再掲)	妊産婦歯科健診	子ども保健課・健康づくり課	歯科医院での歯科健診、生活習慣病健診時の歯科健診を実施するとともに、妊娠期に必要な歯科保健指導や健康管理を実施	毎日の食生活の充実、「食べる楽しみ」を確保する。また、歯科保健指導によって、妊娠期に必要な口腔管理を行う。	・妊産婦	受診者数	妊産婦については、18歳以上(高校生を除く)を対象とした佐世保市成人歯科健診を利用して、母子健康手帳交付時などで受診勧奨を行い歯科健診を勧めていく。また、経産婦については、各母子健診の場を利用して受診勧奨の周知を行っていく。	234人	250人	250人	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる
22	歯科保健推進事業 (再掲)	デンタルフェスティバル	健康づくり課	毎年6月の「歯の衛生週間」に開催、「食生活コーナー」を設置して、おやつなどの砂糖含有量について指導を実施	啓発をとおして食の楽しみ、歯と口の健康維持、むし歯予防を図る。	・市民	参加者数	例年、6月第1日曜日に中央公民館においてイベントを開催し多くの市民が来場していたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止となった。代替えとして6月4日の新聞折込チラシに歯科保健情報提供を行った。図画ポスター展についても毎年、島瀬美術センターにて展示を実施していたが中止となり、作品を高砂駐車場連絡通路にて展示し、表彰式も執り行わない。	—	3,000人	3,000人	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる	次期歯・口腔の健康づくり推進計画に合わせる

6. 家族そろっての食事

23	子育て支援啓発事業	父親向け食育講座	幼児教育センター	父親向け食育講座の開催	乳幼児をもつ父親が食の大切さについて講話や実習を通して学ぶ機会とする。また、家族と一緒に試食することで、家族で食事をすることの良さ、楽しさを体験する。	乳幼児の子どもを持つ父親	参加者満足度	●開催日：9月6日(日) ●開催場所：幼児教育センター ●内容：講話・実習・試食 ●献立：春巻きのクレープフルーツ添 ●対象：乳幼児の父親6組	100%	100%	100%	100%	100%	100%
24	男女共同参画推進啓発事業	親子クッキング	人権男女共同参画課	身近な食材を利用しながら、親子でふれあいながら料理を作る。	親子での料理体験を通じ、家庭での男女平等教育、男女共同参画の推進、食育の推進を図る。	・子ども ・保護者	定員充足率	コロナウイルス感染症拡大の観点より、実施せず	—	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%

番号	中事業	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
								令和2年度	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度

2. 教育及び保育機関などにおける食育の推進

1. 「食育」の認知度

25	幼児教育センター運営費 (再掲)	食に関する相談 (子育てトークほっとタイム)	幼児教育センター	子育て相談員を交えて保護者同士がおしゃべりを楽しむ中で、食に関する情報交換、相談を実施	食生活の不安を解消する。	幼児の子どもを持つ保護者	参加者満足度	●開催日：11月4日 ●開催場所：幼児教育センター ●対象乳幼児の子どもをもつ母親 ●内容：手遊びや読み語りなど親子で楽しんだ後、母親は小グループに分かれ情報交換を行った。(子ども8・大人7)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
26	公立保育所拠点機能事業	食に関する育児講座等	保育幼稚園課	食に関する講話や調理実習、むし歯予防の講話	在宅親子に対して、食や口腔に関する正しい知識を普及する。	・在宅親子	参加者数	○栄養士講話、わいわい広場で1回実施。 ○歯科講話、わいわい広場で4回実施。 ○たんぼぼの会の離乳食講話を12回、歯科相談会を12回実施。 ・離乳食や食への関心を深め、望ましい食習慣を促す。 ※コロナのため栄養士講話3か所中止 ○調理実習については、アレルギーや、調理環境の実態から、東部で実施。植える、収穫、食すなどの体験は、各園わいわい広場にて実施。 ※コロナのため調理実習は中止	351人	400人	400人	400人	400人	400人
27	幼児教育センター運営費	親子クッキング	幼児教育センター	親子で一緒に楽しむクッキングの開催	親子料理体験をとおして親と子がふれあい、また、子どものころから「食」への関心を高める。	就学前の幼児と保護者	参加者満足度	開催日：①8月18日 ②8月19日 献立：マフィン・コーンスープ 開催場所：幼児教育センター 対象：3歳から未就学児とその保護者各3組 ＊コロナ対策を行い規模を縮小しての開催	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
28	幼児教育センター運営費	幼児食調理講習会	幼児教育センター	調理講習会の開催 (子ども向けのメニューや、調理方法などを学ぶ)	大人自らが食生活を見直し、食をとおして子育ての楽しさや大切さを感じとる。食を楽しむ機会をとおして子どもの「食育」について関心を高める。	就学前の幼児の保護者	参加者満足度	●開催日 ①10月6日、10月7日 ②3月11日(オンライン講座で実施) ●献立：①栗とキノコのしょうゆ煮の混ぜごはん・白菜漬けのシュウマイ ②ホワイトソースの基本的な作り方(グラタン) ●開催場所：幼児教育センター ●対象：未就学児の子どもをもつ保護者各6組	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

5. 嚙ミング30

29	健康管理対策事業	学校における歯科健診	学校保健課	学校歯科医による児童生徒の歯科健診を実施するもの	児童生徒の健康管理・増進を図る。	・児童生徒	12歳児の1人平均う歯数(DMFT指数)	学校歯科医により、各学校年1回～2回実施	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65	0.65
30	学校保健管理事業	子ども期歯科保健研修会	学校保健課	学校での歯科健康診断、歯科保健教育、むし歯や歯周疾患の積極的な予防のための研修会を開催	市歯科医師会の協力のもと、本研修会を開催している。よい歯の学校(園)の表彰や、講演会の開催により、歯科保健の充実に寄与している。	・教職員 ・保護者 ・歯科医	研修会参加人数	※コロナのため中止	—	250人	250人	250人	250人	250人

7. 学校における食育の取り組み

31	学校給食実施に関する事業	児童生徒の食育指導	学校保健課	特別活動や給食時間、総合的な学習などを利用した児童生徒の体験学習を実施	体験をとおして、児童生徒が健康的な食生活のあり方や望ましい食習慣を身につける。	・児童生徒	小・中学校における体験活動をとおした食育実施率	食育指導全体計画の作成	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
32	学校給食実施に関する事業	学校給食を通した家庭・地域への啓発	学校保健課	学校給食の試食会等の実施	学校給食の意義や食に関する正しい知識や理解を深める。	・保護者等	学校給食試食会実施率	※コロナのため中止 学校給食試食会を保護者・地域の方・地域の園児等とともに実施する。	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

								実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
番号	中事業	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	令和2年度	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度

12. 食品の安全性

33	幼児教育センター運営費(再掲)	調理担当者の実技研修	幼児教育センター	調理担当者に、給食やおやつの実技研修を実施	保育施設において、不足しがちな栄養素を含む給食献立を取り上げ、子どもの発達に必要な栄養の取り方を学び、食事の提供を望ましい食習慣としつけが実践できる人材を育成する	・保育所等の調理担当者	参加者満足度	●開催回数:1回 ●開催場所:実技なし ●対象:保育所等の調理担当者 ●内容:資料の提供とアンケート実施	82.3%	100%	100%	100%	100%	100%
34	保育所給食施設指導	保育所給食施設指導	健康づくり課	特定給食施設などの設置者に対し、栄養管理のための指導、助言、支援	各施設での効果的な業務の実施と施設間の給食提供の格差を無くす	・調理や献立作成に従事する者 ・給食責任者	「指導」判定となった施設の割合	毎年5月・10月に保育所給食施設より給食内容検討表の提出がある。R2年度も検討表から栄養量の過不足などのある施設に対し、支援・助言を行った。	46.7%	40.0%	38.0%	36.0%	34.0%	30.0%

3. 地域における食生活改善のための取り組みの推進

4. 生活習慣病の予防

35	いきいき元気食事づくり教室	いきいき元気食事づくり教室	健康づくり課	いつまでも元気でいきいきと過ごすために、食を通して健康を維持し、介護予防についての理解を深めるための講話や実習を行う	いつまでも元気で、活動的に暮らすために高齢者とその家族を支援する	・高齢者 ・家族	料理教室の参加者数	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室の実施を中止した。資料を購入し、各地区公民館に設置。また、過去のレシピをホームページに掲載した。	—	384人	384人	次期介護保険事業計画と合わせる	次期介護保険事業計画と合わせる	次期介護保険事業計画と合わせる
36	介護食づくり教室	介護食づくり教室	健康づくり課	要介護者の状態を維持しながら、食べる楽しみを得るための介護食を習得する料理教室の開催	介護を必要とする人の食べる機能の段階に応じた介護食づくりを行い、介護に携わる人の調理技術と食に関する知識を向上させる	介護に携わる方で介護食づくりに不慣れな方	料理教室の参加者数	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室の実施を中止した。介護食づくりに関する情報をホームページに掲載した。	—	160人	160人	次期介護保険事業計画と合わせる	次期介護保険事業計画と合わせる	次期介護保険事業計画と合わせる
37	食育推進事業(再掲)	スマート・ライフ・プロジェクトの推進	健康づくり課	厚生労働省が行っているスマート・ライフ・プロジェクトのリーフレットやPOPを市民にとって身近なスーパーなどの店舗に設置し、望ましい食生活の継続に向けた情報発信を行う	市民が望ましい食習慣を実施できるよう、市内の店舗など行動変容が期待できる場所での周知を図る	市民	POP掲示の協力店舗数	9月にスマートライフプロジェクトとして、市内の店舗にPOPを掲示した。	4店舗	10店舗	15店舗	20店舗	25店舗	30店舗

4. 食育推進運動の強化

1. 「食育」の認知度

38	食育推進事業(再掲)	食育情報発信事業	健康づくり課	より多くの市民に食育情報を伝えるため、掲示、ラジオ出演、ホームページやSNSを活用した情報発信を行う	食育に関心を持ち、実践する市民の増加を図る。	・市民	情報発信回数	市民に情報提供を行うために、連絡通路の掲示やラジオ出演を行った。 ・連絡通路の掲示…6月、9月、3月 ・ラジオ…6月、8月、3月	6回	10回	12回	14回	15回	16回
----	------------	----------	--------	--	------------------------	-----	--------	--	----	-----	-----	-----	-----	-----

8. 食育推進ボランティア

39	子育て支援啓発事業	乳幼児食育アドバイザー養成講座	幼児教育センター	乳幼児食育アドバイザー養成講座の開催 ※3～5年に一度の目安で開催	食の大切さや乳幼児からの食育の必要性を、家庭や離乳食講座等で発信していくことができる担い手として、人材育成をする。	一般市民	参加者満足度	令和元年度に養成講座実施、3～5年に一度の開催予定。	—	100.0%	未定	未定	未定	未定
40	食生活改善事業(再掲)	食生活改善推進員養成講座	健康づくり課	食生活改善推進員になるための養成講座の開催	健康づくりの協力者を育成し、地域住民への食育推進を図る。	・食生活改善推進員を目指す市民	修了者数	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、食生活改善推進員研修会の実施も不透明であるため、R2年度は実施しなかった。	—	20人	20人	20人	20人	20人

番号	中事業	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
								令和2年度	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
41	子育て支援啓発事業 (再掲)	乳幼児食育アドバイザーフォローアップ講習会	幼児教育センター	乳幼児食育アドバイザーフォローアップ講座の開催	乳幼児食育アドバイザーの共通認識とスキルアップを図る	・乳幼児食育アドバイザー	参加者満足度	●開催日:10月15日(火) ●開催場所:中央保健福祉センター ●内容:授乳・離乳の支援ガイド(2019改定版)ー要点と離乳食の指導への活かし方	100%	100%	100%	100%	100%	100%
42	食生活改善事業 (再掲)	食生活改善推進員研修会	健康づくり課	食生活改善推進員の知識向上のための研修	知識の習得・会員間の交流により、会員の資質向上と市民への対応力の向上を図る。	・食生活改善推進員	参加率	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月～6月までの研修会を中止した。7月以降の研修会は調理実習を行わず、講義形式実施した。7月以降研修会は、9地区で各2回実施。フォローアップ研修2回(1・3年目、男性)は中止した。	58.5%	62.0%	64.0%	66.0%	68.0%	70.0%

5. 生産者と消費者との交流促進・自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化

9. 地産地消の推進

-44-	43	青果市場管理運営事業	卸売市場の見学及び体験学習	卸売市場管理事務所	卸売市場の見学及び青果物などの体験学習	卸売市場の見学及び体験学習をとおりて、市場の役割や食への理解を深めるとともに、青果物・水産物等の消費拡大に資する。	・市 民 ・来訪者	見学者数	青果・花き・水産市場において見学希望の申込みに対し、市場見学を実施予定であったが、コロナ感染対策のため市場見学の受け入れを断っており、実績なし。	—	900人	900人	900人	900人	900人
	44	水産市場管理運営事業	お魚まつり	卸売市場管理事務所	魚食普及、地産地消の推進を目的としたイベントの開催	水揚げされる新鮮な地元食材の提供と消費者への魚食普及を図る。	・水産市場関係者 ・消費者	お魚まつり入場者数	水産市場において、お魚まつりを開催予定であったが、コロナ感染対策のため開催中止。小学生を対象としたお魚の絵コンテストのみ実施、入賞作品を表彰し約120点の絵を市場内に展示、地産地消と魚食普及のPRとなった。	—	40,000人	40,000人	40,000人	40,000人	40,000人
	45	水産物消費拡大事業	水産物消費拡大	水産課	水産物の県外・市外販売促進イベント開催への助成	地域水産物の広域的なPR活動により消費拡大・販路拡大を図る。	・水産関係団体 ・漁業協同組合	イベント参加者数	水産加工品PR・販売イベントの開催経費に対する支援	21,445人	25,000人	25,000人	25,000人	25,000人	25,000人
	46	付加価値の高い一次産品育成対策事業	産地化・ブランド化育成事業	農業畜産課	佐世保市産農産物(推進品目)の生産面積拡大	佐世保市産農産物の産地化を図る。	・市民	佐世保市産農産物(推進品目)の生産面積	令和2年度から、「産地活性化支援事業」において、本市の重点品目である「いちご、菊、アステルベ」の支援を行う。	15.2ha	15.0ha	—	—	—	—
	47	栽培漁業推進事業	啓発活動・水産教室など	水産課	水産教室、お魚料理教室、漁業体験などの開催	体験などを通じてブルーーツーリズム*を推進するとともに、料理教室を通じて水産物の消費拡大、地産地消の推進を図る。	・市 民	水産教室などへの参加者数	水産教室の開催 小中学校で栽培漁業、地元水産振興活動の紹介、種苗放流、さばき方教室の実施 * コロナの影響により開催回数減少	175人	423人	423人	547人	547人	672人
	48	地産地消推進事業 (再掲)	地産地消の促進	水産課	地元水産物の地元販売促進イベント開催への助成	地域水産物の地域内消費拡大を図る。	・水産関係団体 ・漁業協同組合	イベント参加者数	水産加工品PR・販売イベントの開催経費に対する支援	※水産物消費拡大に含む	水産物消費拡大に含む	水産物消費拡大に含む	水産物消費拡大に含む	水産物消費拡大に含む	水産物消費拡大に含む

								実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
番号	中事業	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	令和2年度	R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度

11. 食品ロス削減

49	地域リサイクル活動支援事業	食のリサイクル	廃棄物減量推進課	生ごみを活用した元気野菜づくりの体験活動を実施するために「ごみ減量アドバイザー」を登録し、地域や学校などの講習会に指導者として派遣	自然の恵みに感謝し、自然の仕組みを知ることにより、食への関心を高めるとともに、「限りある資源を大切にする心」を育む。	・幼稚園、保育所の園児 ・児童生徒 ・市民	派遣回数	生ごみを活用した土づくり・野菜づくりを通して「食品ロス」「食育」を含めて「食」の大切さを伝え、ごみの減量につなげることを目的としてごみ減量アドバイザーを派遣する。	4回	5回	5回	5回	5回	5回
----	---------------	---------	----------	---	--	-----------------------------	------	---	----	----	----	----	----	----

6. 食文化継承のための活動の支援

10. 食文化の継承

50	離島漁業再生支援交付金事業	ブルーツーリズムの推進	水産課	観光資源を活用した地域振興策の実行	観光資源を活用し、漁村の活性化や食と漁業への理解を深める。	・漁業者 ・地区住民	離島地区における漁獲量	ウニ割り体験などの体験メニューの提供	2,365t	2,600t	2,600t	2,600t	2,600t	2,600t
----	---------------	-------------	-----	-------------------	-------------------------------	---------------	-------------	--------------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

1. 「食育」の認知度

51	食生活改善事業（再掲）	食生活改善伝達講習会	健康づくり課	佐世保市食生活改善推進協議会に委託し、食生活改善推進員研修会で学んだ内容を市民に伝達することで、望ましい食生活の普及を行う。	市民が食生活に関する正しい知識や調理方法を習得すること	市民	実施率（予定回数に対する実施数の割合）	地域住民の健康増進を目的として、食生活改善推進協議会に各地区公民館等での伝達講習会の開催を委託しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため事業を中止した。	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
----	-------------	------------	--------	--	-----------------------------	----	---------------------	--	---	--------	--------	--------	--------	--------

7. 食品の安全性、栄養、そのほかの食生活に関する調査、情報の提供

12. 食品の安全性

52	給食施設等指導事業（再掲）	調理従事者等研修会	健康づくり課	特定給食施設などの調理師及び調理員に対して、給食管理、衛生管理に関する知識や技術向上のための情報提供	調理師及び調理員の資質の向上を図る。	・特定給食施設などの調理師及び調理員	参加施設割合	9月末から10月に実施予定であったが、市内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止した。業務の参考になる資料をホームページへ掲載し、対象施設へハガキで通知し、閲覧を促した。	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
53	食のリスクコミュニケーション事業	食のリスクコミュニケーション事業	生活衛生課	食品関係情報の提供と意見交換（リスクコミュニケーション）の推進	衛生意識の向上による安全な食品の提供と食品事故を未然に防止する。	・市 民 ・食品関連事業者	意見交換会開催回数	新型コロナウイルス感染症の影響で、中止。	—	2回	2回	2回	2回	2回
54	営業許可調査事業	衛生講習会	生活衛生課	営業者、営業所従事者及び消費者に対する衛生講習会の開催、パンフレットの配布、苦情相談の窓口開設	食品の安全性に関する基礎的な知識を習得する。	・消費者 ・食品等事業者	食品衛生講習会実績	市民、食品営業者向けに食品衛生講習会を実施。 ・責任者 2回 ・営業者 2回 ・消費者 3回 新型コロナウイルス感染症の影響で、食品衛生責任者養成講習は中止。食品衛生責任者実務講習は中止し、資料のみ送付。	7回	60回	60回	60回	60回	60回
55	食肉品質向上事業	と畜場見学、検査体験	食肉衛生検査所	お肉ができるまでの過程の見学や食肉検査の学習・体験	生きた動物がお肉となって食卓にのぼるまでの様々な過程について理解を深めることで、食に関する感謝の気持ちを育むとともに、消費者の安全・安心な食生活環境づくりを推進する。	・小学生高学年の児童及びその保護者、中学生	参加者満足度	イベント開催中止（新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため）	—	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%
56	家畜保健衛生対策事業	家畜保健衛生対策	農業畜産課	家畜の疾病、事故が減少することを目的として、農業団体が行う事業に対して補助金を交付	家畜の疾病、事故等を未然に防ぎ、安全な食品を提供する。	・農業団体	子牛出荷時におけるワクチン接種率	疾病予防対策事業、牛舎衛生対策事業、寄生虫対策事業に対し補助金を交付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料

資料 1 <食育に関するアンケート調査について>

食育に関するアンケート調査の結果

調査方法

対象：i) 佐世保市民 16～79 歳 4,000 名

ii) 佐世保市内の施設に通園する未就学児（5 歳児）2,101 名

iii) 佐世保市内の公立小学校 2 年生 489 名

佐世保市内の公立小学校 5 年生 505 名

佐世保市内の公立中学校 2 年生 556 名

調査方法：i) 佐世保市民 16～79 歳は郵送にて調査票配布及び回答後返信

ii) 未就学児（5 歳児）は各施設に持参もしくは園長会にて配布し、施設から保護者へ調査票配布、保護者から直接郵送

iii) 公立小学校 2 年生・5 年生は各小学校から児童へ調査票配布及び回収、
公立中学校 2 年生は各中学校から生徒へ調査票配布及び回収

調査期間：令和 2 年 10 月末～11 月末

回答者数・回答率：

i) 対象者 4,000 名のうち、回収数 1,808 通（回収率 45.2%）、

このうち性別無記入者を除く 1,792 通を有効回答とした（有効回答率 99.1%）

ii) 未就学児：対象者 2,101 名のうち、回収数 1,123 通（回収率 53.5%）、

これらはすべて有効回答とした（有効回答率 100.0%）

iii) 小学 2 年生：対象者 489 名のうち、回収数 478 通（回収率 97.8%）、

これらはすべて有効回答とした（有効回答率 100.0%）

小学 5 年生：対象者 505 名のうち、回収数 490 通（回収率 97.0%）、

これらはすべて有効回答とした（有効回答率 100.0%）

中学 2 年生：対象者 556 名のうち、回収数 523 通（回収率 94.1%）、

これらはすべて有効回答とした（有効回答率 100.0%）

16～79 歳

性別／世代	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	合計
男性	37	52	72	100	115	172	179	727
女性	44	78	136	168	158	230	251	1,065
合計	81	130	208	268	273	402	430	1,792

小児

	未就学児（5 歳児）	小学 2 年生	小学 5 年生	中学 2 年生
有効回答数	1,123	478	490	523

◆ あなたご自身についておたずねします。

【F1】 あなたの性別はどちらですか。(○はひとつ)

- | | |
|------|-----------------|
| 1 男性 | (727 人、40.6%) |
| 2 女性 | (1,065 人、59.4%) |

【F2】 あなたの年齢は次のうちどれにあてはまりますか。(○はひとつ)

- | | |
|-------|---------------|
| 1 10代 | (81 人、4.5%) |
| 2 20代 | (130 人、7.3%) |
| 3 30代 | (208 人、11.6%) |
| 4 40代 | (268 人、15.0%) |
| 5 50代 | (273 人、15.2%) |
| 6 60代 | (402 人、22.4%) |
| 7 70代 | (430 人、24.0%) |

【F3】 あなたの「主な職業」または「現在の状況」は次のうちどれにあてはまりますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 1 自営業主（農林漁業を除く） | (69 人、3.9%) |
| 2 農林漁業 | (20 人、1.1%) |
| 3 会社や団体の役員 | (64 人、3.6%) |
| 4 家族従事者（例：自営業主の家族でその仕事に従事している人） | (41 人、2.3%) |
| 5 勤め人（会社員や公務員等） | (554 人、30.9%) |
| 6 パートタイム、アルバイト | (297 人、16.6%) |
| 7 学生・専業主婦（主夫） | (321 人、17.9%) |
| 8 無職 | (373 人、20.8%) |
| 9 その他 | (42 人、2.3%) |

【F4】 あなたの世帯構成は次のうちどれにあてはまりますか。(○はひとつ)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 ひとり暮らし | (279 人、15.6%) |
| 2 夫婦のみ | (546 人、30.5%) |
| 3 親子 | (743 人、41.5%) |
| 4 三世帯（親・子・孫） | (142 人、7.9%) |
| 5 その他 | (77 人、4.3%) |

【F5】 あなたの身長と体重を教えてください。

※20歳以上は、BMIを算出。

◆ 食育についておたずねします。

【問1】 あなたは、「食育」という言葉を知っていますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 意味も含めて知っている | (948 人、52.9%) |
| 2 聞いたことはあるが、意味は知らない | (723 人、40.3%) |
| 3 知らない | (116 人、6.5%) |

【問 2】 あなたは「食育」に関する取り組みを行っていますか。（○はひとつ）

- | | |
|-----------------------|---------------|
| 1 取り組んでいる | (661 人、36.9%) |
| 2 今後、取り組みたいと思う | (626 人、34.9%) |
| 3 取り組んでいない（取り組む予定はない） | (459 人、25.6%) |

【問 3】

問 2 で「1 取り組んでいる」「2 今後、取り組みたいと思う」に○をつけた方のみご回答ください。
次の「食育」に関する項目にどの程度取り組んでいますか。（○はそれぞれひとつずつ）

「食育」に対する取り組みの例	継続して 取り組 む	ときど き取り 組	取り 組めな い	取り 組む 予定は ない	無 回 答
ア. 食べ物の栄養やバランスに配慮すること	604 人 46.9%	534 人 41.5%	137 人 10.6%	2 人 0.2%	10 人 0.8%
イ. 料理を作るときに油脂や食塩の使い過ぎに 気を付けること	660 人 51.3%	460 人 35.7%	147 人 11.4%	11 人 0.9%	9 人 0.7%
ウ. 食品の安全性に配慮すること (食中毒予防や食品添加物など)	791 人 61.5%	383 人 29.8%	101 人 7.8%	4 人 0.3%	8 人 0.6%
エ. 食べ物の生産や製造の過程に関心を持つこと	468 人 36.4%	533 人 41.4%	246 人 19.1%	26 人 2.0%	14 人 1.1%
オ. 食べ物の買いすぎや料理を作りすぎない ようにすること	586 人 45.5%	530 人 41.2%	156 人 12.1%	8 人 0.6%	7 人 0.5%
カ. 地元の食材を積極的に使用すること	530 人 41.2%	469 人 36.4%	247 人 19.2%	30 人 2.3%	11 人 0.9%
キ. 郷土料理などに関心を持つこと	298 人 23.2%	485 人 37.7%	423 人 32.9%	66 人 5.1%	15 人 1.2%
ク. 子どもに食べ物に関する話をする	298 人 23.2%	437 人 34.0%	317 人 24.6%	158 人 12.3%	77 人 5.9%
ケ. 災害時の非常食を常備することに 関心を持つこと	225 人 17.5%	367 人 28.5%	644 人 50.0%	41 人 3.2%	10 人 0.8%
コ. 食に関するイベントに参加すること	76 人 5.9%	202 人 15.7%	659 人 51.2%	330 人 25.6%	20 人 1.6%
サ. 低栄養にならないように配慮すること	669 人 52.0%	419 人 32.6%	170 人 13.2%	19 人 1.5%	10 人 0.8%

注意：小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

【問 4】 問 2 で「3 取り組んでいない（取り組む予定はない）」に○をつけた方のみご回答ください。

「食育」に関する取り組みを行わない理由は何ですか。（○はいくつでも）

- | | | |
|---|----------------------------|---------------|
| 1 | 食育について身近に教わる人がいないから | (85 人、18.5%) |
| 2 | 食育はむずかしそうだから | (90 人、19.6%) |
| 3 | 食育を始めるきっかけがないから | (140 人、30.5%) |
| 4 | 他のこと（仕事、趣味等）で忙しいから | (140 人、30.5%) |
| 5 | 食費や食に関することにお金をかけることができないから | (114 人、24.8%) |
| 6 | その他 | (73 人、15.9%) |

【問 5】 あなたは、佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物にどのようなものがあるか知っていますか。（○はひとつ）

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 知っている | (1,357 人、75.7%) |
| 2 | 知らない | (406 人、22.7%) |

【問 6】 あなたは、佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物はどのようなところで生産・加工されているか知っていますか。（○はひとつ）

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 知っている | (882 人、49.2%) |
| 2 | 知らない | (863 人、48.2%) |

【問 7】 あなたは次のうち知っているものがありますか。（○はいくつでも）

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| 1 | 食事バランスガイド | (730 人、40.7%) |
| 2 | 食生活指針 | (249 人、13.9%) |
| 3 | 6つの基礎食品群 | (815 人、45.5%) |
| 4 | 3色分類 | (805 人、44.9%) |
| 5 | 食育ガイド | (143 人、8.0%) |
| 6 | いずれも知らない | (495 人、27.6%) |

【問 8】 あなたは、過去 5 年間で、食育に関するイベントにボランティアとして参加したことがありますか。（○はひとつ）

- | | | |
|---|----|-----------------|
| 1 | ある | (80 人、4.5%) |
| 2 | ない | (1,681 人、93.8%) |

◆ 食事の状況についておたずねします。

【問 9】 あなたは、いつも朝食を食べていますか。（○はひとつ）

- | | | |
|---|-------------|-----------------|
| 1 | 毎日食べる | (1,390 人、77.6%) |
| 2 | 週に 4～5 日食べる | (116 人、6.5%) |
| 3 | 週に 2～3 日食べる | (136 人、7.5%) |
| 4 | 全く食べない | (129 人、7.2%) |

【問 1 0】 あなたは、主食・主菜・副菜を 3 つそろえて食べることが、1 日に 2 回以上ある日は週に何日ありますか。(○はひとつ)

- | | | |
|---|------------|---------------|
| 1 | ほとんど毎日 | (805 人、44.9%) |
| 2 | 週に 4 ～ 4 日 | (385 人、21.5%) |
| 3 | 週に 2 ～ 3 日 | (364 人、20.3%) |
| 4 | ほとんどない | (214 人、11.9%) |

【問 1 1】 あなたの家では、主に誰が調理していますか。(○はひとつ)

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------|
| 1 | 自分が主に調理している | (905 人、50.5%) |
| 2 | 自分以外の人が主に調理している | (649 人、36.2%) |
| 3 | 自分も、自分以外の人もほぼ同等に調理している。 | (131 人、7.3%) |
| 4 | 外食や調理済み食品の購入が主なので、調理をほとんどしていない | (65 人、3.6%) |

【問 1 2】 あなたは、外食や調理済み食品（弁当・惣菜など）を食べることが週に何日ありますか。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| 1 | ほとんど毎日 | (118 人、6.6%) |
| 2 | 週に 4 ～ 5 日 | (134 人、7.5%) |
| 3 | 週に 2 ～ 3 日 | (657 人、36.7%) |
| 4 | ほとんどない | (858 人、47.9%) |

【問 1 3】 問 1 2 で「1 ほとんど毎日」「2 週に 4 ～ 5 日」「3 週に 2 ～ 3 日」に○をつけた方のみご回答ください。

外食や調理済み食品（弁当・惣菜など）でメニューを選ぶ際に気をつけていることはありますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|---|----------------|---------------|
| 1 | 栄養バランスがいいものを選ぶ | (357 人、39.3%) |
| 2 | 野菜の量が多いものを選ぶ | (337 人、37.1%) |
| 3 | 塩分の少ないものを選ぶ | (175 人、19.3%) |
| 4 | 油の少ないものを選ぶ | (213 人、23.4%) |
| 5 | その他 | (52 人、5.7%) |
| 6 | 特に気をつけていることはない | (274 人、30.1%) |

【問 1 4】 生活習慣病の予防や改善のために、あなたはふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践していますか。(○はひとつ)

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| 1 | いつも実践している | (502 人、28.0%) |
| 2 | ときどき実践している | (728 人、40.6%) |
| 3 | あんまり実践していない | (381 人、251.3%) |
| 4 | 全く実践していない | (147 人、8.2%) |

【問 1 5】 あなたは、家族と一緒に食事をする日は、週に何日くらいありますか。(○はひとつ)

- | | | |
|---|-----|-----------------|
| 1 | 1 日 | (68 人、3.8%) |
| 2 | 2 日 | (46 人、2.6%) |
| 3 | 3 日 | (50 人、2.8%) |
| 4 | 4 日 | (42 人、2.3%) |
| 5 | 5 日 | (48 人、2.7%) |
| 6 | 6 日 | (58 人、3.2%) |
| 7 | 毎日 | (1,211 人、67.6%) |
| 8 | なし | (238 人、13.3%) |

【問 1 6】 あなたは、食事の際に、習慣にしていることはありますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|----|----------------------------|-----------------|
| 1 | 「いただきます」「ごちそうさま」と言う | (1,257 人、70.1%) |
| 2 | 茶碗やお椀をもって食べる | (1,417 人、79.1%) |
| 3 | 箸を正しく持つ | (1,283 人、71.6%) |
| 4 | ひじをつかない | (1,260 人、70.3%) |
| 5 | 音をたてないように食べる | (986 人、55.0%) |
| 6 | 配膳や後片付けをする | (1,353 人、75.5%) |
| 7 | 食事中にテレビを見ない | (187 人、10.4%) |
| 8 | 食事中に新聞、雑誌などを見ない | (1,011 人、56.4%) |
| 9 | 食事中に携帯電話などを使わない | (872 人、48.7%) |
| 10 | 食事の前に必ず手を洗う、または、アルコール消毒をする | (1,074 人、59.9%) |
| 11 | その他 | (39 人、2.2%) |

【問 1 7】 あなたは「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。(○はひとつ)

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| 1 | よく知っている | (902 人、50.3%) |
| 2 | ある程度知っている | (714 人、39.8%) |
| 3 | あまり知らない | (102 人、5.7%) |
| 4 | 全く知らない | (51 人、2.8%) |

【問 1 8】 あなたは「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|----|------------------------------------|-----------------|
| 1 | 料理を作り過ぎない | (887 人、49.5%) |
| 2 | 残さず食べる | (1,205 人、67.2%) |
| 3 | 残った料理を別の料理に作り替える (リメイクする) | (543 人、30.3%) |
| 4 | 冷凍保存を活用する | (927 人、51.7%) |
| 5 | 日頃から冷凍庫などの食材の種類・量・期限表示を確認する | (694 人、38.7%) |
| 6 | 賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する | (1,086 人、60.6%) |
| 7 | 小分け商品、少量パック、ばら売り等食べきれる量を購入する | (665 人、37.1%) |
| 8 | 飲食店などで注文し過ぎない | (626 人、34.9%) |
| 9 | その他 () | (38 人、2.1%) |
| 10 | 取り組んでいることはない | (57 人、3.2%) |

◆ 食品表示や食に関する情報についておたずねします。

【問 19】 買い物をする際に、食品表示を見ていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| 1 賞味期限及び消費期限を見ている | (1,570 人、87.6%) |
| 2 栄養成分表示【エネルギー(〇〇kcal)等】を見ている | (583 人、32.5%) |
| 3 原材料名を見ている | (722 人、40.3%) |
| 4 産地表示を見ている | (1,089 人、60.8%) |
| 5 その他() | (31 人、1.7%) |
| 6 食品表示は見えていない | (112 人、6.3%) |

【問 20】 あなたは、食や食育についての情報をどこから(または、どのように)入手しますか。
(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 市場・直売所 | (403 人、22.5%) |
| 2 スーパー・小売店 | (813 人、45.4%) |
| 3 デパート | (71 人、4.0%) |
| 4 コンビニエンスストア | (158 人、8.8%) |
| 5 雑誌 | (290 人、16.2%) |
| 6 フリーペーパー | (167 人、9.3%) |
| 7 新聞 | (466 人、26.0%) |
| 8 ラジオ・テレビ | (702 人、39.2%) |
| 9 インターネット | (520 人、29.0%) |
| 10 佐世保市の広報やホームページ | (283 人、15.8%) |
| 11 その他() | (113 人、6.8%) |

【問 21】 佐世保市が主催する食育に関する講座を受講したことがありますか。(○はひとつ)

- | | |
|------|-----------------|
| 1 ある | (119 人、6.6%) |
| 2 ない | (1,636 人、91.3%) |

【問 22】 問 21 で「1 ある」に○をつけた方のみご回答ください。
受講した講座名もしくは講座の名前をご記入ください。

【問 23】 あなたは、「健康づくり応援の店」を知っていますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------|-----------------|
| 1 知っている | (89 人、5.0%) |
| 2 知らない | (1,648 人、92.0%) |

【問 24】 問 23 で「1 知っている」に○をつけた方のみご回答ください。

「健康づくり応援の店」でどのような情報を提供してほしいと思いますか。(自由記入)

◆ 歯や体の健診等の状況についておたずねします。

【問 2 6】 あなたは、食べるときによくかむことを意識していますか。(○はひとつ)

- 1 一口 3 0 回以上かむことを意識している (94 人、5.2%)
- 2 特にかむ回数は意識していないが、よくかむようにしている (1,110 人、61.9%)
- 3 意識していない (527 人、29.4%)

【問 2 7】 あなたは、定期的に歯科検診を受けていますか。(○はひとつ)

- 1 受けている (779 人、43.5%)
- 2 以前受けていた (366 人、20.4%)
- 3 受けていない (593 人、33.1%)

【問 2 8】 あなたは、歯科以外でも定期的に健康診断を受けていますか。(○はひとつ)

- 1 受けている (1,165 人、65.0%)
- 2 以前受けていた (156 人、8.7%)
- 3 受けていない (416 人、23.2%)

就学前 (5 歳児)、小学 2 年生、小学 5 年生、中学 2 年生

◆ 食事の状況についておたずねします。

【問 1】 いつも朝食を食べていますか (○はひとつ)

	就学前 (5 歳児)	小学 2 年生	小学 5 年生	中学 2 年生
1 毎日食べる	1,608 人 95.1%	435 人 91.0%	429 人 87.6%	455 人 87.0%
2 1 週間に 4 ~ 5 日食べる	40 人 3.6%	17 人 3.6%	33 人 6.7%	41 人 7.8%
3 1 週間に 2 ~ 3 日食べる	12 人 1.1%	13 人 2.7%	16 人 3.3%	17 人 3.3%
4 まったく食べない	1 人 0.1%	11 人 2.3%	10 人 2.0%	3 人 0.6%

【問 2】 食事のとき、右の絵の様に「はし」を持っていますか。(○はひとつ)



	就学前 (5 歳児)	小学 2 年生	小学 5 年生	中学 2 年生
1 持っている	789 人 70.3%	327 人 68.4%	352 人 71.8%	431 人 82.4%
2 持っていない	323 人 28.8%	149 人 31.2%	135 人 27.6%	86 人 16.4%

【問 3】 普段食事の際に習慣にしていることはありますか。(○はいくつでも)

	就学前（５歳児）	小学２年生	小学５年生	中学２年生
1 「いただきます」 「ごちそうさま」という	988 人 88.0%	362 人 75.7%	407 人 83.1%	464 人 88.7%
2 食べ残さない	537 人 47.8%	268 人 56.1%	272 人 55.5%	368 人 70.4%
3 茶碗やお椀をもって食べる	630 人 56.1%	357 人 74.7%	342 人 69.8%	426 人 81.5%
4 ひじをつかない	807 人 71.9%	336 人 70.3%	296 人 60.4%	361 人 69.0%
5 音をたてないように食べる (就学前のみ：口の中にもものを 入れたまま話さない)	436 人 38.8%	286 人 59.8%	210 人 42.9%	315 人 60.2%
6 配膳や後片付けをする	704 人 62.7%	336 人 70.3%	332 人 67.8%	379 人 72.5%
7 食事中にテレビを見ない	347 人 30.9%	215 人 45.0%	99 人 20.2%	83 人 15.9%
8 食事中にマンガ本などを 見ない		355 人 74.3%	335 人 68.4%	354 人 67.7%
9 食事中に携帯電話などを 見ない		321 人 67.2%	299 人 61.0%	305 人 58.3%
10 食事の前に必ず手を 洗う、または、 アルコール消毒をする。	439 人 39.1%	259 人 54.2%	217 人 44.3%	261 人 49.9%
11 その他	56 人 5.0%	54 人 11.3%	27 人 5.5%	19 人 3.6%

【問 4】 平日の就寝時刻と起床時刻、起きてから家を出るまでにかかる時間は何分ですか。

【問 5】 家で主菜に魚を食べていますか(焼き魚のような魚のおかずを食べていますか) (○はひとつ)

	就学前（５歳児）	小学２年生	小学５年生	中学２年生
ほとんど毎日	55 人 4.9%	73 人 15.3%	51 人 10.4%	61 人 11.7%
時々食べる	984 人 87.6%	321 人 67.2%	380 人 77.6%	401 人 76.7%
ほとんど食べない	81 人 7.2%	81 人 16.9%	54 人 11.0%	53 人 10.1%

【問 6】 朝食・夕食で野菜を食べていますか。(○はひとつ)

	就学前（５歳児）	小学２年生	小学５年生	中学２年生
1 （毎日）朝食でも夕食でも食べる	240 人 21.4%	175 人 36.6%	154 人 31.4%	166 人 31.7%
2 １日１回食べる	662 人 58.9%	142 人 29.7%	217 人 44.3%	240 人 45.9%
3 ときどき食べる	180 人 16.0%	131 人 27.4%	93 人 19.0%	97 人 18.5%
4 ほとんど食べない	41 人 3.7%	27 人 5.6%	25 人 5.1%	12 人 2.3%

【問 7】 問 6 で「2 １日１回食べる」「3 ときどき食べる」「4 ほとんど食べない」に
○をつけた方のみご回答ください。

野菜を毎食食べない理由は何ですか。(朝食・夕食で野菜を食べない理由は何ですか)
(○はいくつでも)

	就学前（５歳児）	小学２年生	小学５年生	中学２年生
1 味がきらいだから	251 人 28.4%	62 人 20.7%	76 人 22.7%	45 人 12.9%
2 食べた感じが嫌いだから	148 人 16.8%	49 人 16.3%	44 人 13.1%	20 人 5.7%
3 見た目がきらいだから	93 人 10.5%	24 人 8.0%	15 人 4.5%	11 人 3.2%
4 食事の時に出てこない (出さない) から	453 人 51.3%	173 人 57.7%	192 人 57.3%	244 人 69.9%
5 その他	177 人 20.0%	31 人 10.3%	67 人 20.0%	58 人 16.6%

【問 8】 (小学５年生・中学２年生は【問 10】)

朝食または夕食を一人で食べることがありますか。(○はひとつ)

	就学前（５歳児）	小学２年生	小学５年生	中学２年生
1 ない	974 人 86.7%	339 人 70.9%	336 人 68.6%	260 人 49.7%
2 時々ある	123 人 11.0%	108 人 22.6%	134 人 27.3%	213 人 40.7%
3 ほとんど毎日	19 人 1.7%	26 人 5.4%	16 人 3.3%	40 人 7.6%

【問 9】（小学 5 年生・中学 2 年生は【問 1 1】）

食べるとき、「よくかむこと」に気をつけていますか。（○はひとつ）

	就学前（5 歳児）	小学 2 年生	小学 5 年生	中学 2 年生
1 一口 30 回以上かむことに 気をつけている	15 人 1.3%	45 人 9.4%	24 人 4.9%	19 人 3.6%
2 かむ回数は数えて いないが、よくかむように 気をつけている	772 人 68.7%	358 人 74.9%	311 人 63.5%	321 人 61.4%
3 何も気をつけていない	319 人 28.4%	64 人 13.4%	149 人 30.4%	160 人 30.6%

【問 10】（就学前：5 歳児のみ）生活で気をつけていることはありますか。（○はいくつでも）

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1 食事の量（一人分ずつ盛り付ける） | (721 人、64.2%) |
| 2 食事の時間を決めている | (568 人、50.6%) |
| 3 食事回数は 1 日 3 食とおやつ | (786 人、70.0%) |
| 4 菓子やジュースの時間と量を決めている | (441 人、39.3%) |
| 5 味付けは大人より薄味にしている | (155 人、13.8%) |
| 6 体を動かす遊びをさせている | (587 人、52.3%) |

※小学 5 年生・中学 2 年生のみの設問

【問 8】 自分で「ご飯」を作って食べることがありますか。（○はひとつ）

	小学 5 年生	中学 2 年生
1 よくある	47 人、9.6%	64 人、12.2%
2 時々ある	285 人、58.2%	285 人、54.5%
3 ない	156 人、31.8%	164 人、31.4%

【問 9】 自分で弁当を買って食べることがありますか。（○はひとつ）

	小学 5 年生	中学 2 年生
1 よくある	18 人、3.7%	31 人、5.9%
2 時々ある	160 人、32.7%	222 人、42.4%
3 ない	306 人、62.4%	260 人、49.7%

【問 12】 佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物にどのようなものがあるか知っていますか。

（○はひとつ）

	小学 5 年生	中学 2 年生
1 知っている	340 人、69.4%	282 人、53.9%
2 知らない	146 人、29.8%	230 人、44.0%

【問 1 3】 佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物はどのようなところで生産・加工されているか知っていますか。

(○はひとつ)

	小学 5 年生	中学 2 年生
1 知っている	229 人、46.7%	109 人、20.8%
2 知らない	256 人、52.2%	403 人、77.1%

【問 1 4】 あなたの身長と体重を教えてください。

※小学 5 年生・中学 2 年生は、身長・体重から、身長別標準体重を求める係数を計算式に当てはめて《肥満度》を算出するが、そのためには「性別」が必要である。

しかし、回答票を検定・作成する際に、小児に関しては男女の区別をしておらず、その項目を回答票内に含めていなかったことが原因である。

【問 1 5】 体型を気にしたりすることはありますか。(○はひとつ)

	小学 5 年生	中学 2 年生
1 ある	220 人、44.9%	247 人、47.2%
2 ない	262 人、53.5%	257 人、49.1%

【問 1 6】 普段の生活でどのようなことに気をつけていますか。(○はいくつでも)

	小学 5 年生	中学 2 年生
1 食事の量(ご飯の量など)	201 人、1.0%	192 人、6.7%
2 食事の回数	146 人、9.8%	128 人、4.5%
3 食事の時間	145 人、9.6%	113 人、1.6%
4 間食に気をつける	122 人、4.9%	142 人、7.2%
5 栄養成分表示【エネルギー(〇〇kcal)等]を見る	79 人、16.1%	81 人、15.5%
6 運動をする	242 人、9.4%	221 人、2.3%
7 特に気をつけていない	136 人、7.8%	124 人、23.7%
その他 ()	21 人、4.3%	13 人、2.5%

か行

○嚙ミング 30 (P5,11,21,26,35,36,37,38,41,42)

食育を推進し、より健康な生活を送ることを目指すために、一口 30 回以上嚙むことを目標としたキャッチフレーズのことです。『歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書「歯・口の健康と食育～嚙ミング 30 (カミングサンマル) を目指して～」』が、平成 21 年 7 月 13 日に厚生労働省から公表されました。

○郷土料理 (P14,22,48,58,74)

各地域の産物を上手に活用して、風土に合った食べ物として作られ、食べられるもの。
佐世保市には、もろぶた寿司や佐世保汁などがあります。

○健康寿命 (P4,20,24,26)

病気や認知症、衰弱などで要介護状態となった期間を、平均寿命から差し引いた寿命のことで、心身ともに健康で自立した生活を送る期間を表しています。これは、WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標です。

○健康づくり応援の店 (P52)

栄養成分表示やヘルシーメニューの提供などに取り組んでいる飲食店として登録された店舗のことです。市民一人ひとりの健康に配慮した食の取り組みの機会の増加などの環境整備を目的としています。

さ行

○授乳・離乳の支援ガイド (P44)

授乳期・離乳期が母子の健康にとって極めて重要な時期であるため、授乳・離乳をとおして、母子の健康維持とともに、健やかな親子関係の形成や、子どもの成長・発達への支援をねらいとして、平成 19 年 3 月 14 日に厚生労働省が策定したものです。

○サルコペニア (P24)

加齢や疾患により筋肉量が減少し、全身の筋力低下および身体機能の低下が生じる状態。

○食育ガイド (P26,49)

乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージのつながりを大切に、生涯にわたりそれぞれの世代に応じた食育の実践を促すため、平成 24 年に作成、公表されたものであり、食べ物の生産から食卓までの「食べ物の循環」やライフステージを踏まえた「生涯にわたる食の営み」等を「食育の環（わ）」として図示し、各ステージに応じた具体的な取り組みを提示したものです。

○食事バランスガイド (P49)

健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針（平成 12 年 3 月）」を具体的に行動に結びつけるものとして、平成 17 年 6 月に農林水産省と厚生労働省により作成されたものです。食事の基本を身につけるための望ましい食事のとり方やおおよその量をわかりやすく示しています。

なお、長崎県においては、県内の食材や郷土料理を取り入れ、県民に親しみをもって活用されることを目的に、長崎県版バランスガイドを平成 18 年に作成しています。

○食生活改善推進員 (P29,30,37,43,44,45)

市が開催する「食生活改善推進員養成講座」に参加し、食生活改善や健康づくりに関する講習を約 20 時間修了した者のことです。市民の健康づくりへの支援について、各地域などにおいて、食に関するボランティア活動を行っています。

○食生活指針 (P49)

国民の健康増進や生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、食生活において国民一人ひとりが具体的に実践できる 10 項目からなる目標のことです。平成 12 年に農林水産省、文部省（当時）、厚生労働省により策定されたものです。

○食品ロス (P1,6,15,19,22,25,26,35,36,37,38,45,51,73)

食べられる状態であるにもかかわらず捨てられる食品のことです。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因です。

○スマート・ライフ・プロジェクト (P20,29,37,43)

「健康寿命を延ばそう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした厚生労働省の国民運動

○ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service ; SNS) (P27,29,39,43)

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス

た行

○低栄養 (P14,48)

摂食・咀嚼・嚥下機能や消化吸収機能の低下、運動機能の低下による消費エネルギーの減少（空腹感の欠如）などにより、食事摂取量が減少し、エネルギーやタンパク質の摂取量が不足しがちになることです。

低栄養の結果、免疫力の低下、転倒の危険性が増すなどのリスクが増大し、生活自立度の低下や介護の必要性が高まることなどが指摘されています。

な行

○中食 (P9,10,20,24)

家庭外で調理された総菜や弁当類などを購入し、家庭の食卓で利用する食生活の形態のことです。レストランなどでの外食と家庭での料理（内食）との中間にある概念として位置づけられています。

は行

○BMI (P47)

Body Mass Index の略で成人の体格指数として用いられています。体重と身長の関係から算出した肥満度を表す指標のことです。体重（kg）÷【身長（m）×身長（m）】で表されます。年齢によって目標とする BMI の範囲は異なります。

目標とする BMI の範囲（18歳以上）

年齢（歳）	目標とする BMI (kg/m ²)
18～49	18.5～24.9
50～64	20.0～24.9
65～74	21.5～24.9
75 以上	21.5～21.9

○ブルーツーリズム (P30,38,44,45)

漁村滞在型余暇活動の通称であり、島や沿岸部の漁村に滞在し、漁業体験、漁村の生活体験、海の自然観察などをおして心と体をリフレッシュさせる余暇活動です。

○複合料理 (P9)

肉や野菜など、様々な具材が入っているカレーライスや丼物を含む「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」

○フレイル (P24)

加齢に伴って身体機能や予備能力が低下した状態であり、健康な状態と要介護となる状態の間に位置しています。

ら行

○リスクコミュニケーション (P26,30,38,45)

リスク評価やリスク管理の各過程や決定にあたって留意すべき点や考慮すべき事項について、消費者、食品関連事業者、専門家及び行政などの間で相互に意見や情報を交換することです。また、制度の円滑な実施に努めるとともに、正確な情報について意思の疎通や共通化を図ることです。

資料3 <食育基本法>

○食育基本法

(平成十七年六月十七日)

(法律第六十三号)

食育基本法をここに公布する。

食育基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一七年七月政令二三五号により、平成一七年七月一五日から施行〕

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二一年六月五日法律第四九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○佐世保市食育推進会議条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。)第 33 条第 1 項の規定に基づき、佐世保市食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 食育推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 18 条に規定する本市の食育推進計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に関する重要事項の審議及び食育に関する施策実施の推進に関すること。

(委員)

第 3 条 食育推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 食育推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 食育推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 食育推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 食育推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 6 条の 2 食育推進会議の会議は、公開とする。ただし、食育推進会議において必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 食育推進会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(意見の聴取)

第8条 食育推進会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例(平成8年条例第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

資料5 <食育推進検討委員会設置要綱>

食育推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐世保市食育推進計画に基づき、食育を全庁的に推進するため、食育推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進実施計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 食育推進の施策に関すること。
- (3) 食育に係る情報の収集・提供に関すること。
- (4) その他食育の推進に関して必要なこと。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長を置く。
- 3 委員長に健康づくり課長をあてる。
- 4 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

(検討委員会の会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、関係課長を委員に追加することができる。
- 3 検討委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討委員会の円滑な審議に資するため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、第3条第1項に規定する委員が指名する職員で構成するものとし、ワーキンググループリーダーは、健康づくり課職員とする。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、保健福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年７月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年１月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年５月１０日から施行する。

別表 1

1	農業畜産課長
2	水産課長
3	人権男女共同参画課長
4	医療保険課長
5	長寿社会課長
6	健康づくり課長
7	生活衛生課長
8	食肉衛生検査所長
9	保育幼稚園課長
10	子ども保健課長
11	廃棄物減量推進課長
12	学校保健課長
13	社会教育課長

資料6 <食育ピクトグラム>

ピクトグラムは、食育の取り組みをわかりやすく単純化して表現したものであり、食育に関心の低い者も含め、幅広く、食育の取り組みについての情報発信、普及・啓発を行うことを目的として農林水産省において作成されました。

	カテゴリー	キャッチコピー	内容
①	共食 	みんなで楽しく食べよう	家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事は、心も体も元気にします。
②	朝食欠食の改善 	朝ごはんを食べよう	朝食の摂取は、健康的な生活習慣につながります。
③	栄養バランスの良い食事 	バランスよく食べよう	主食・主菜・副菜の組み合わせた食事で、バランスの良い食生活になります。
④	生活習慣病の予防 	太りすぎない やせすぎない	適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防しましょう。
⑤	歯や口腔の健康 	よくかんで食べよう	よくかんで食べることにより歯の発達・維持、食べ物による窒息を防ぎます。
⑥	食品の安全性の確保等 	手を洗おう	食品の安全性等についての基礎的な知識を持ち、自ら判断し、行動する力を養います。
⑦	災害への備え 	災害にそなえよう	いつ起こるかもしれない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。
⑧	環境との配慮（調和） 	食べ残しをなくそう	SDG s の目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりします。

⑨	地産地消の推進 	産地を応援しよう	地域でとれた農林水産物や被災地産品等を消費することは、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につながります。
⑩	農林漁業体験 	食・農の体験をしよう	農林漁業を体験して、食や農林漁業への理解を深めます。
⑪	日本の食文化の継承 	和食文化を伝えよう	地域の郷土料理や伝統料理などの食文化を大切にして、次の世代への継承を図ります。
⑫	食育の推進 	食育を推進しよう	生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取り組みを応援します。